令和７年度事業概要
（丹南の健康福祉）



■丹南健康福祉センター

▲丹南健康福祉センター武生福祉保健部

福井県丹南健康福祉センター

目　　次

Ⅰ　丹南健康福祉センターの概要

1　管内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3　組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4　健康・福祉相談日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5　衛生統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅱ　事業の概要

1　医務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2　病院・診療所立入検査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3　薬務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

4　児童福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

5　母子・父子・寡婦福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

6　女性福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

7　生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

8　生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

9　福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

10　障がい者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

11　介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

12　栄養・健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

13　がん予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

14　たばこ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

15　歯科保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

16　地域・職域保健連携事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

17　母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
18　難病対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
19　精神保健福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
20　感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
21　結核予防・対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
22　石綿（アスベスト）健康被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
23　食品衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
24　生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
25　動物愛護管理行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
26　大気、水環境等保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
27　廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
28　地域保健・福祉・環境関係職員研修事業・・・・・・・・・・・・ 94
29　医師臨床研修・学生指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
30　健康危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
31　在宅医療の提供体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

＊統計表中の数値は、四捨五入している場合があるために、割合を合計したときに 100%にならないことがあります。

Ⅰ　丹南健康福祉センターの概要

1　管内の状況

平成12年4月1日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を統合し丹南健康福祉センターを設置しました。

平成17年1月に南条町、今庄町、河野村が合併し南越前町が、同年2月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し越前町が発足しました。さらに、同年10月に武生市と今立町が合併し越前市が発足し、平成18年2月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、現在、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の2市3町となっています。

(1)管内の概況

ア　所管市町　　2市（鯖江市・越前市）、3町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ　面積・人口　　管内人口は175,004人で福井県全体の731,805人に対して約23.9%を占めています。管内の約83.1%が鯖江市・越前市の両市に集中し、管内市町の人口は減少しています。

管内面積は、1,006.75km²で県全体の4,190.56 km²に対して約24%を占めています。

ウ　自然・交通　　中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっており、池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯です。交通の面では、中央南北に北陸自動車道が走り、また令和6年3月には、福井県での北陸新幹線開業とともに、ハピラインふくいが開通し、東京へのアクセスなど交通の利便性は高まっています。

エ　産　業　　鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物、箪笥等の伝統工芸産業が盛んです。

オ　管内の市町別人口、面積等　　令和7年10月1日現在

市町名	面積（km²）	世帯数（世帯）	人口			人口密度（人／km²）
			総数	男	女	
鯖江市	84.59	25,415	67,035	32,858	34,177	792.47
越前市	230.70	31,186	78,312	38,739	39,573	339.45
池田町	194.65	895	2,075	1,047	1,028	10.66
南越前町	343.68	3,166	8,961	4,323	4,638	26.07
越前町	153.13	6,595	18,621	9,036	9,585	121.60
管内計	1,006.75	67,257	175,004	86,003	89,001	173.83
福井県	4,190.56	300,707	731,805	358,048	373,757	174.63

（面積：「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)」（国土交通省国土地理院）より）

（世帯数、人口：「福井県の人口と世帯（推計）令和7年10月1日現在」（福井県統計情報課）より）

カ　５歳階級別・管内男女別人口

令和７年 10 月１日現在

年齢	総数	男	女
0～4	6,122	3,104	3,018
5～9	6,962	3,586	3,376
10～14	7,922	4,142	3,780
15～19	8,680	4,451	4,229
20～24	8,245	4,315	3,930
25～29	7,018	3,703	3,315
30～34	8,498	4,482	4,016
35～39	9,141	4,695	4,446
40～44	10,105	5,230	4,875
45～49	11,824	6,043	5,781
50～54	13,244	6,875	6,369
55～59	11,187	5,640	5,547
60～64	10,737	5,297	5,440
65～69	10,587	5,084	5,503
70～74	11,875	5,644	6,231
75～79	12,609	5,885	6,724
80～84	8,471	3,660	4,811
85～89	5,798	2,122	3,676
90～	4,696	1,238	3,458
年齢不詳	1,283	807	476
計	175,004	86,003	89,001

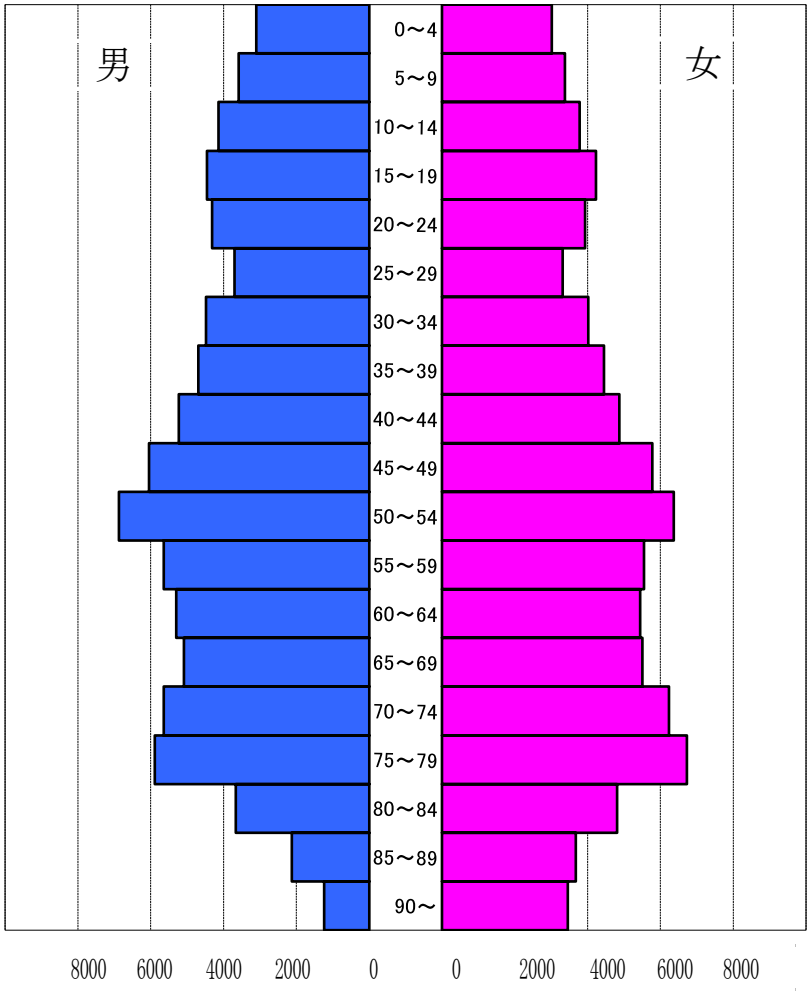

（「福井県の推計人口」令和７年 10 月１日現在（福井県）より）

キ　年齢三区分別人口構成割合

令和７年 10 月１日現在

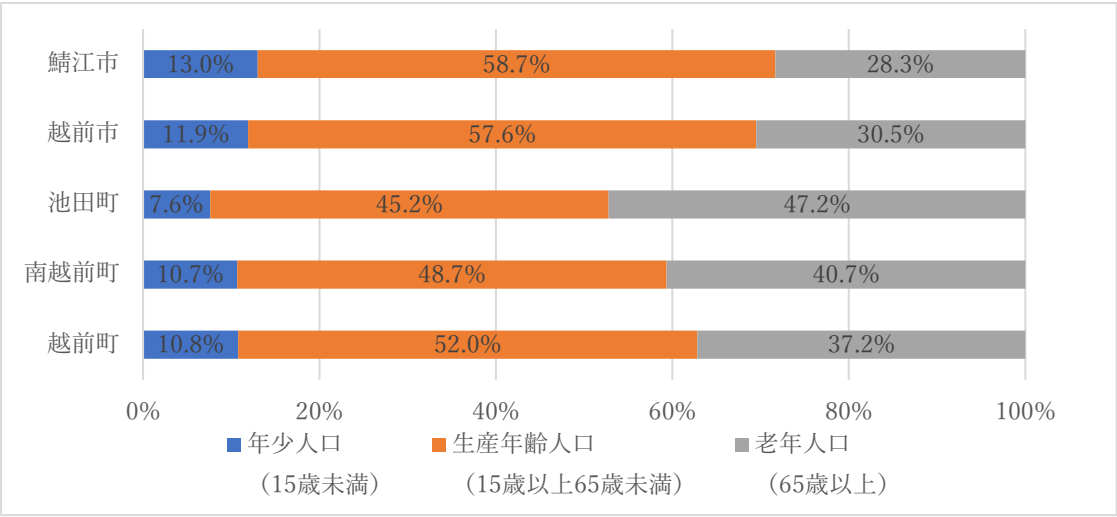

（「福井県の推計人口」令和７年 10 月１日現在（福井県）より）

2 沿　　革

	鯖江保健所	武生保健所
昭和 13 年　7 月	昭和 12 年 4 月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第 11 号 18 番地） 丹生、足羽、今立 3 郡のうち 33 村を管轄	
昭和 17 年　11 月		武生保健所新設（武生町栄）、南条郡 1 町 13 村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下 8 名で発足
昭和 18 年　4 月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に 1 名ずつ配置されたが、昭和 30 年に廃止
5 月	東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察	
昭和 19 年　10 月	鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか粟田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の 2 町 16 村を管轄	今庄保健所設置 南条郡 6 村を管轄
昭和 20 年　11 月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和 27 年に性病診療所と改称されたが、34 年に廃止
昭和 22 年　4 月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和 23 年　9 月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
11 月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は 3 町 11 村となる	
昭和 24 年　4 月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
10 月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1 市 16 村を管轄
昭和 25 年　5 月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
8 月	東鯖江町（現在の日の出町）に新庁舎落成	
昭和 26 年　1 月		福井県食品衛生協会武生支部結成
3 月	結核予防法の公布に伴い結核診査協議会を設置	
10 月		結核診査協議会を設置
昭和 28 年　1 月		福井県赤十字武生支部結成。昭和 49 年解散
10 月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和 29 年　1 月		優生保護相談所併設
8 月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和 30 年　6 月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和 31 年　2 月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は 1 市 5 町 5 村となる	
昭和 34 年　3 月		衛生課を新設。3 課制となる
8 月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管 衛生課を新設。3 課制となる	
昭和 35 年　7 月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和 38 年　3 月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和 40 年　4 月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和 41 年　11 月	本所（館）事務室増設	
昭和 42 年　1 月		武生市結核予防婦人会結成
2 月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和 43 年　11 月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかな会）発足
昭和 44 年　4 月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなろ会）発足	
7 月		武生市文京に新庁舎落成
昭和 45 年　4 月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和 47 年　10 月	機構改革により、朝日支所を廃止	
11 月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和 48 年　11 月		捕獲車用車庫新築
昭和 50 年		断酒会発足
昭和 51 年　11 月		精神障がい者家族会（芦山会）発足

	鯖江保健所	武生保健所
昭和55年　11月	断酒会発足	
昭和56年　11月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足	
昭和57年　4月	障がい者親子教室（お陽さま会）発足	社会復帰指導事業デイケア開設
5月	社会復帰指導事業デイケア開設	
昭和58年　3月		武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和60年　1月		精神障がい者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所開所
4月	精神障がい者社会復帰施設「千草の家」共同作業所開所	
昭和61年　4月	結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称	結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称
昭和63年　4月		武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更
平成　元年　7月		福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部会を設置したが、平成8年に廃止
平成　3年　3月	「地域保健医療計画支援システム」導入	
平成　5年　4月	エイズ検査相談窓口開設	エイズ検査相談窓口開設
10月	庁舎外装改修工事	
11月	「脳卒中情報システム」導入	「脳卒中情報システム」導入
平成　6年　11月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議会」発足	
平成　7年　6月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	
平成　8年　11月		武生地域心の健康対策懇話会設置
平成　9年　4月	地域保健法施行に伴い、**丹　南　保　健　所**となる ［鯖江保健部］	［武生保健部］

	南越福祉事務所	丹生福祉事務所
昭和26年　10月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。 今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、生活保護、身体障がい者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった	
昭和31年　2月	町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新たに南越事務所（武生市蓬莱町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。 福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった。 ［南越事務所　福祉課］	［南越事務所丹生出張所　総務福祉係］
昭和37年　4月	南越事務所の内部機構であった福祉課を廃止し、南越福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。同時に県事務所の内部機構であった福祉課を廃止し、丹生福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）
昭和40年　4月	県事務所の廃止により、専任所長が配置された	県事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成　9年　4月	課名を民生課から地域福祉課に改称	課名を民生課から地域福祉課に改称

	丹南健康福祉センター
平成12年　4月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 **丹南健康福祉センター**　となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、 丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称
7月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する
平成17年　1月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足
2月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足
10月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足
平成18年　2月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町となる
平成20年　4月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された
平成22年　4月	県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された
平成31年　4月	医療監査室が設置された。
令和2年　4月	丹南健康福祉センター武生福祉保健部が南越合同庁舎1階に移転

3　組織機構

（1）組織

令和８年６月１日現在

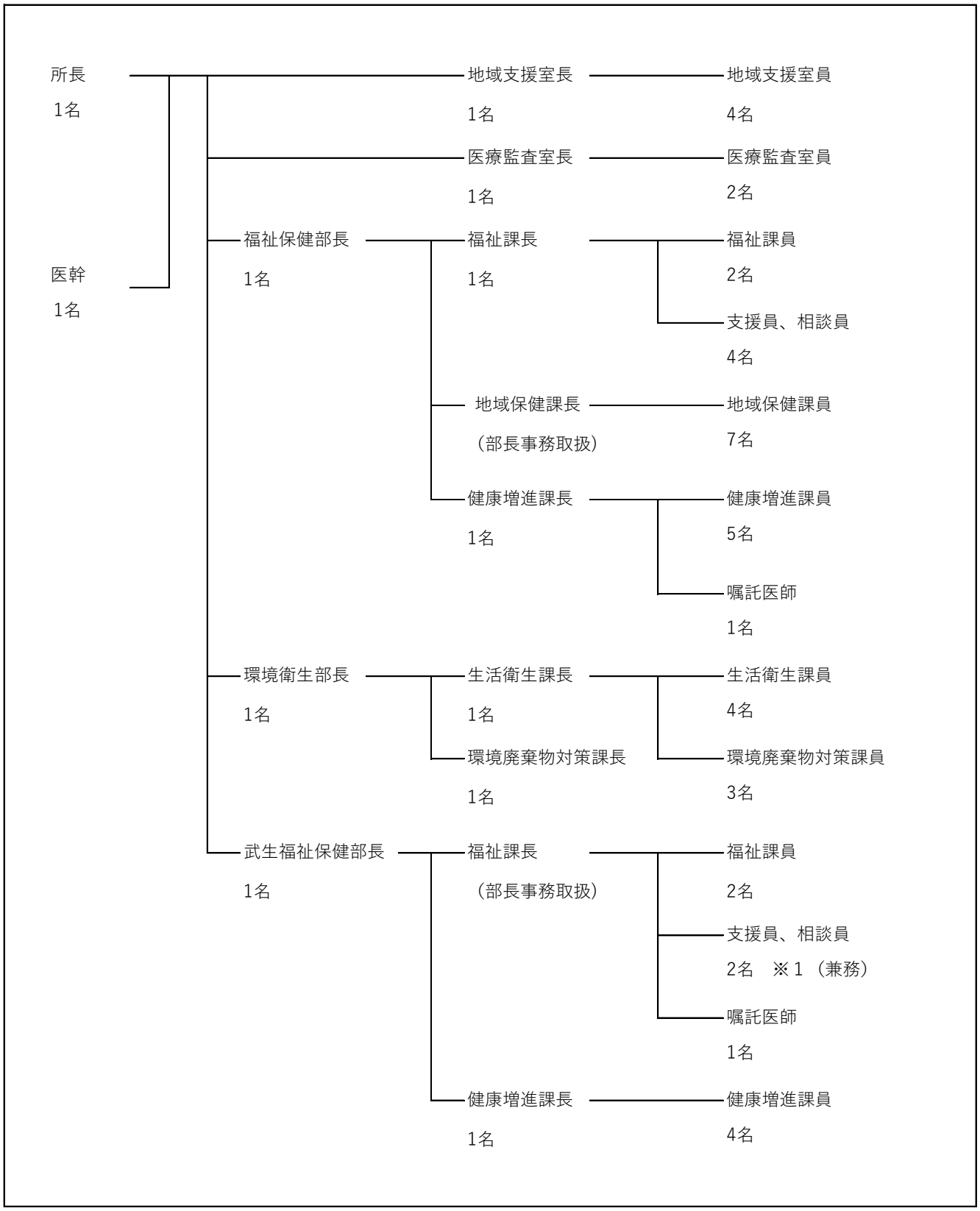

※１非常勤相談員のうち女性相談支援員および家庭相談員兼母子・父子自立支援員は、鯖江と武生を兼務

(2) 事務分掌

地域支援室		・ 予算経理に関すること ・ 庁舎管理に関すること ・ 他の課室に属さないこと ・ 医務関係法令の施行に関すること ・ 被爆者の医療に関すること ・ 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること ・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること
医療監査室		・ 医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく病院・診療所の検査に関すること
福祉保健部・武生福祉保健部	地域保健課	・ 地域福祉・保健・医療および環境に係る総合的な企画調整に関すること ・ 健康危機管理に関すること ・ 医療政策（地域医療・在宅医療の推進）に関すること ・ 結核・エイズ等感染症に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること ・ 地域における福祉・保健および医療の統計、人口動態統計に関すること ・ 石綿による健康相談および健康被害救済事務に関すること
	福祉課	・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 戦没者遺族援護に関すること ・ 福祉のまちづくり条例に関すること ・ 生活保護法の実施に関すること ・ 生活困窮者自立支援法の実施に関すること ・ 身体障がい者、知的障がい者の福祉に関すること ・ 児童福祉、母子・父子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・ 市町事業に対する指導監査に関すること ・ 福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	・ 難病対策に関すること ・ 精神保健福祉に関すること ・ 生活習慣病対策に関すること ・ がん予防推進に関すること ・ 健康づくりに関すること ・ 栄養士法に関すること ・ 母子保健および母体保護に関すること ・ 歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	・ 食品衛生法および食品表示法に関すること ・ 狂犬病予防法に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護および管理に関する条例に関すること ・ 調理師法および製菓衛生師法に関すること ・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・ 興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・ 理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・ 廃棄物処理計画の推進に関すること ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関すること ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 公害防止条例に関すること ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置・課別職種別

令和８年６月１日現在

職種別	所長	医幹	地域支援室	医療監査室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
					部長	福祉課	地域保健課	健康増進課	部長	生活衛生課	環境薬物対策課	部長	福祉課	健康増進課	
事務職員			4			2				1		1	1		9
技術職員	1	1	1	3	1	1	7	6	1	4	4		1	5	36
医師		1					1								2
獣医師										1					1
薬剤師	1		1	1						2	2				7
診療放射線技師				2											2
臨床検査技師										1					1
歯科衛生士															
栄養士								2						1	3
保健師					1		6	4						4	15
化学									1		2				3
福祉・心理						1							1		2
非常勤医師								1					1		2
非常勤相談員等						4							(2)		4(2)
合計	1	1	5	3	1	7	7	7	1	5	4	1	3(2)	5	51(2)

※ （ ）内数字は事務取扱・兼務職員数

※ 非常勤相談員の配置　福祉保健部本務　生活自立支援員、就労支援員、
家庭相談員兼母子・父子自立支援相談員（武生福祉保健部福祉課兼務）
女性相談支援員（武生福祉保健部福祉課兼務）

4 健康・福祉相談日

令和８年４月１日現在

内容	場所	日程	開設時間
ひとり親家庭相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8：30 ～ 17：15
女性・DV 相談			
家庭児童相談			
生活困窮者相談			
心の健康相談	鯖江庁舎	毎月第１・３木曜日	13：30～16：30 （要予約）
エイズ・肝炎相談	鯖江庁舎	毎月第４月曜日	17：00～19：00（要予約）
		毎月第２火曜日	13：00～15：00（要予約）
栄養成分表示相談	鯖江･武生庁舎	随時	要予約
骨髄バンク相談	鯖江庁舎	随時	（登録は要予約）
ほのぼの親子教室	鯖江･武生庁舎 （変更あり）	毎月第１･３木曜日	10：00～11：30 または 14：00～15：30 （要事前問合せ）

5　衛生統計

表Ⅰ-5-1　人口動態の概況　　**令和６年**

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人　　口		120,295,592	721,000	168,524	66,358	72,285	2,135	9,087	18,659
出 生	実 数	686,173	4,383	1,092	464	464	13	43	108
	人口千対率	5.7	6.1	6.4	7.0	6.3	6.1	4.7	5.8
死 亡	実 数	1,605,378	10,510	2,403	807	1,057	41	158	340
	人口千対率	13.3	14.6	14.2	12.2	14.4	19.2	17.4	18.2
自然増加	実 数	△919,205	△6,127	△1,311	△343	△593	△28	△115	△232
	人口千対率	△7.6	△8.5	△7.7	△5.2	△8.1	△13.1	△12.7	△12.4
乳児死亡	実 数	1,266	3	1	0	1	0	0	0
	出生千対率	1.8	0.7	0.9	－	2.2	－	－	－
新生児死亡	実 数	637	2	1	0	1	0	0	0
	出生千対率	0.9	0.5	0.9	－	2.2	－	－	－
死 産	実 数	15,323	95	20	6	8	0	2	4
	出産千対率	21.8	21.2	18.0	12.8	16.9	－	44.4	35.7
周産期死亡	実 数	2,285	10	1	0	1	0	0	0
	率	3.3	2.3	0.9	－	2.2	－	－	－
婚 姻	実 数	485,092	2,584	645	277	277	5	23	63
	人口千対率	4.0	3.6	3.8	4.2	3.8	2.3	2.5	3.4
離 婚	実 数	185,904	913	204	83	94	2	9	16
	人口千対率	1.6	1.3	1.2	1.3	1.3	1.0	1.0	1.0

令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況（厚生労働省)より

令和６年人口動態統計(福井県）（福井県健康福祉部地域福祉課)より※1

死産率は出産（出生＋死産）千対

2　周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満 22 週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満 22 週以後の死産）

3　率算出に用いた人口　国：令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況（厚生労働省)から引用

県、市町：令和６年人口動態統計(福井県）（福井県健康福祉部地域福祉課)から引用）

（用語解説）　乳児死亡　…　生後１年未満の死亡

新生児死亡　…　生後４週未満の死亡

早期新生児死亡　…　生後１週未満の死亡

死産　…　妊娠満 12 週以後の死児の出産

表Ⅰ-5-2　母子保健統計　　**令和６年**

			全国	福井県	管内合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
出　生	実数		686,173	4,383	1,092	464	464	13	43	108
	人口千対率		5.7	6.1	6.4	7.0	6.3	6.1	4.7	5.8
	再掲	2,500g未満	67,134	422	101	40	50	0	2	9
乳児死亡	実数		1,266	3	1	0	1	0	0	0
	出生千対率		1.8	0.7	0.9	－	2.2	－	－	－
新生児死亡	実数		637	2	1	0	1	0	0	0
	出生千対率		0.9	0.5	0.9	－	2.2	－	－	－
死　産	実数		15,323	95	20	6	8	0	2	4
	率		21.8	21.2	18.0	12.8	16.9	－	44.4	35.7
	再掲	自然	6,849	48	7	2	3	0	1	1
		人工	8,474	47	13	4	5	0	1	3
周産期死亡	実数		2,285	10	1	0	1	0	0	0
	率		3.3	2.3	0.9	－	2.2	－	－	－
	再掲	満22週以後の死産	1,800	8	0	0	0	0	0	0
		早期新生児死亡数	485	2	1	0	1	0	0	0

令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況（厚生労働省)より

令和６年人口動態統計(福井県）（福井県健康福祉部地域福祉課)より

※1　死産率は出産（出生＋死産）千対

2　周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満22週以後の死産）

3　率算出に用いた人口　国：令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況（厚生労働省)から引用

県、市町：令和６年人口動態統計(福井県）（福井県健康福祉部地域福祉課)から引用

（用語解説）　乳児死亡　…　生後１年未満の死亡

新生児死亡　…　生後４週未満の死亡

早期新生児死亡　…　生後１週未満の死亡

死産　…　妊娠満12週以後の死児の出産

表Ⅰ-5-3　主要死因別分類　　**令和６年**

		全国	福井県	管内合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,605, 378	10,510	2,403	807	1,057	41	158	340
	率	1334.5	1457.7	1417.5	1216.1	1462.3	1920.4	1738.7	1822.2
悪性新生物	数	384,111	2,343	532	180	236	9	38	69
	率	319.3	325.0	313.8	271.3	326.5	421.5	418.2	369.8
心疾患	数	226,388	1,535	446	143	219	8	30	46
	率	188.2	212.9	263.1	215.5	303.0	374.7	330.1	246.5
老衰	数	206,887	1,321	282	59	143	9	7	64
	率	172,0	183.2	166.3	88.9	197.8	421.5	77.0	343.0
脳血管疾患	数	102,821	673	139	59	57	1	8	14
	率	85.5	93.3	82.0	88.9	78.9	46.8	88.0	75.0
肺炎	数	80,176	621	165	60	76	2	6	21
	率	66.6	86.1	97.3	90.4	105.1	93.7	66.0	112.5
誤嚥性肺炎	数	63,667	504	91	28	30	2	9	22
	率	52.9	69.9	53.7	42.2	41.5	93.7	99.0	117.9
不慮の事故	数	45,743	32	9	2	5	0	1	1
	率	38.0	4.4	5.3	3.0	6.9	-	11.0	5.4
腎不全	数	29,665	201	56	17	26	1	6	6
	率	24.7	27.9	33.0	25.6	36.0	46.8	66.0	32.2
血管性等の認知症	数	15,405	196	21	7	7	0	4	3
	率	24.9	27.2	12.4	10.5	9.7	-	44.0	16.1
自殺	数	19,608	103	22	6	13	0	0	3
	率	16.3	14.3	13.0	9.0	18.0	-	-	16.1

令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況（厚生労働省)より

令和６年人口動態統計(福井県）（福井県健康福祉部地域福祉課)より

※1　率は人口 10 万対

2　率算出に用いた人口　令和６年(2024)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)から引用

県、市町：令和６年人口動態統計(福井県)(福井県健康福祉部地域福祉課)から引用

Ⅱ　事業の概要

1　医務

(1)　医療施設の設置状況

管内の病院は、16施設あり、市町別には鯖江市7施設、越前市7施設、越前町2施設です。このうち公的病院は、鯖江市、越前町に各1施設あります。

一般診療所は、86施設です。市町別には鯖江市33施設、越前市42施設、池田町2施設、南越前町6施設、越前町3施設です。(表Ⅱ-1-1)

表Ⅱ-1-1　医療施設数　　**令和８年３月31日現在**

種別	病院							一般診療所							歯科診療所
	施設数	病床数						施設数				病床数			
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神	総数	一般	療養	無床	総数	一般	療養	
令和6年度	16	1,753	905	454	12	4	378	86	11	(3)	75	154	125	29	62
令和7年度	16	1,699	882	443	12	4	358	86	11	(3)	75	154	125	29	60
鯖江市	7	898	400	296	0	4	198	33	2	0	31	22	22	0	24
越前市	7	711	427	124	0	0	160	42	7	(3)	35	108	79	29	29
池田町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	4	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	3	0	0	3	0	0	0	4

※(　)内は一般診療所と重複

(2) 医療従事者の状況

管内の医療従事者数は表Ⅱ-1-2のとおりです。

表Ⅱ-1-2　医療従事者数の推移（管内）　　**各年12月31日現在（人）**

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成28年	234	85	228	97	20	1,118	821
平成30年	217	84	251	97	19	1,172	786
令和2年	225	87	240	95	20	1,219	717
令和4年	238	89	262	113	21	1,300	675
令和6年	245	85	261	120	26	1,312	616

(隔年実施の三師調査および医療従事者届より)

(3) 病院・診療所立入検査の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第25条の規定に基づき実施する立入検査では、管内の病院・診療所を対象に定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを検査しています。

(4) 救急医療対策・休日急患医療確保対策

管内では9の救急医療機関（病院では鯖江市4施設、越前市3施設、越前町1施設、診療所では越前市1施設）において、救急車による救急患者の受入れが実施されています。

このうち、公立丹南病院が救急医療機関による診療体制を補完するための病院群輪番制病院に参加しています。

なお、休日については、昭和50年11月から鯖江市医師会、昭和53年4月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

救急医療機関　　**令和8年3月31日現在**

医療機関名	所在地	電話番号
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	0778-51-2260
広瀬病院	〃　旭町1丁目2番8号	0778-51-3030
斎藤病院	〃　中野町6字登立1番1	0778-51-0593
木村病院	〃　旭町4丁目4番9号	0778-51-0478
林病院	越前市府中1丁目3番5号	0778-22-0336
相木病院	〃　中央2丁目9番40号	0778-22-1607
中村病院	〃　天王町4番28号	0778-22-0618
織田病院	丹生郡越前町織田第106号44番地1	0778-36-1000
東武内科外科クリニック	越前市横市町6番地3	0778-21-1155

(5) 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、令和8年3月31日現在で6名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年 2 回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により特別の疾患にり患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者 4 名に健康管理手当を支給しています。

(6) 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄および臓器移植推進対策として、市町や企業の協力の下パンフレットやリーフレット等の啓発資材の配布を行い、多くの人に興味・関心をいただけるよう啓発活動に努めています。

また、当センターや移動献血会場にてドナー登録の受付を実施しています。

2　病院・診療所立入検査の実施状況

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき、病院・診療所が医療法および関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院・診療所を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的として立入検査を実施しています。

平成 24 年度から福井健康福祉センターに医療監査室を設置し、嶺北 4 センターで実施していた立入検査業務を集約して嶺北全域の立入検査を実施してきました。

平成 31 年 4 月福井市の中核市移行に伴い設置された福井市保健所に、福井市内診療所の立入検査を事務移管するとともに、当センターに医療監査室を移転設置し、嶺南 2 センターで実施していた立入検査業務を集約して県内全域（福井市内診療所を除く）の立入検査を実施することになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度から 4 年度までの間は、病院は書面による検査を実施し、診療所は検査を見合わせておりましたが、令和 5 年度には新型コロナウイルス感染症も落ち着き、厚生労働省から立入検査を求める通知も発出されたことから、病院、診療所ともに実地での立入検査を再開しています。

＜実施頻度＞

病院：1 回／年　　有床診療所：1 回／3 年　　無床診療所・歯科診療所：1 回／5 年

令和 7 年度　立入検査件数　　**令和 8 年 3 月 31 日現在**

	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	合計
病院	28	7	6	16	6	4	67
有床診療所	0	2	2	3	1	1	9
無床診療所	0	13	13	11	7	7	51
歯科診療所	0	8	0	5	8	4	25
合計	28	30	21	35	22	16	152

3　薬務

(1) 薬事関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。また、眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く、毒物及び劇物取締法関係施設は管内に125施設あります。(表Ⅱ-3-1)

また、薬局などの医薬品医療機器等法関係施設は管内で618施設あります。(表Ⅱ-3-2)

薬局・医薬品販売業者は、鯖江市や越前市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。当センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

表Ⅱ-3-1　毒物及び劇物取締法関係施設数　　**令和8年3月31日現在**

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業・輸入業	特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用品目	特定品目	計	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計			
令和5年度	116	69	29	2	100	12	0	2	0	14	15	0	2
令和6年度	125	68	24	2	94	12	0	2	0	14	15	0	2
令和7年度	125	67	25	2	94	12	0	2	0	14	15	0	2
鯖江市	55	29	6	2	37	11	0	0	0	11	6	0	1
越前市	54	34	8	0	42	0	0	2	0	2	9	0	1
池田町	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	4	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	9	3	5	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0

表Ⅱ-3-2　医薬品医療機器等法関係施設数　　**令和８年３月31日現在**

	合計	薬局			医薬品販売業				医療機器販売業			製造販売業					製造業					医療機器修理業
		自管理	他管理	小計	店舗	配置	卸売	小計	販売	貸与	小計	薬局医薬品	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	薬局医薬品	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	
令和５年度	627	6	77	83	69	1	3	73	320	38	358	4	1	0	1	38	4	2	0	2	59	2
令和６年度	611	6	77	83	66	1	3	70	321	38	359	4	1	0	1	32	4	2	0	2	51	2
令和７年度	618	5	75	80	67	1	3	71	325	37	362	4	1	0	1	35	4	2	0	2	55	1
鯖江市	283	2	28	30	24	1	1	26	125	13	138	1	0	0	1	32	1	1	0	2	50	1
越前市	277	3	37	40	30	0	2	32	166	23	189	3	1	0	0	3	3	1	0	0	5	0
池田町	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	22	0	2	2	3	0	0	3	16	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	34	0	8	8	9	0	0	9	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※医療機器販売業については、医薬品医療機器等法施行令49条第1項に基づくみなし扱いとなる管理医療機器販売業届出業者は除く。

(2) 薬物乱用防止対策

当センターでは医療機関等の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、「不正大麻・けし撲滅運動期間」(5 月～6 月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成 12 年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置し、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6 月から 7 月にかけて行う「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」および 10 月から 11 月にかけて行う「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員および警察署等の協力の下、ショッピングセンター等において街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、薬物乱用防止教室の実施および中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、絆創膏等の啓発資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し、広報啓発を行っています。なお、当センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

(3) 献血推進対策

市町の協力により、表Ⅱ-3-3に示すとおり、福井県赤十字血液センターとともに献血事業を実施しています。

管内での献血協力者数は年々減少傾向にありますが、令和７年度は令和６年度と比較して、約3.0%（86人）増加しました。（表Ⅱ-3-3）

献血後の血液成分が元の量まで回復するには時間がかかることから、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、献血を実施することができない期間が定められているため、一人ひとりの方が継続的に献血に協力していただけるよう啓発資材の配布などの普及啓発を行っています。

表Ⅱ-3-3　献血者数　　**各年度末現在**

年度／市町	令和５年度					令和６年度					令和７年度				
	予定数	実績				予定数	実績				予定数	実績			
		200ml	400ml	合計	対前年比(%)		200ml	400ml	合計	対前年比(%)		200ml	400ml	合計	対前年比(%)
鯖江市	828	35	1,053	1,088	－	690	45	880	925	△15.0	660	66	983	1,049	13.4
越前市	1,472	77	1,658	1,735	－	1,380	103	1,625	1,728	△0.4	1,232	107	1,626	1,733	0.3
池田町	46	0	32	32	－	46	1	29	30	△6.3	44	2	26	28	△6.7
南越前町	138	2	69	71	－	184	4	78	82	15.5	176	3	75	78	△4.9
越前町	184	1	141	142	－	230	2	145	147	3.5	220	4	106	110	△25.2
合計	2,668	115	2,953	3,068	－	2,530	155	2,757	2,912	△5.1	2,332	182	2,816	2,998	3.0

（資料：福井県赤十字血液センターより）

4　児童福祉

(1) 児童福祉対策

児童福祉法では、全ての国民は、児童が心身共に健やかに生まれ、かつ育成されるように努めること、また全ての児童は、生活が保障され、愛護されるべきであることを定めています。

このような考えの下、将来の社会を担う児童を心身共に健全に育成するため、児童扶養手当制度等の活用、児童相談・指導、施設整備等の対策が講じられています。（図Ⅱ-4-1）

図Ⅱ-4-1　相談機関・児童福祉施設、手当制度　　**令和８年４月１日現在**

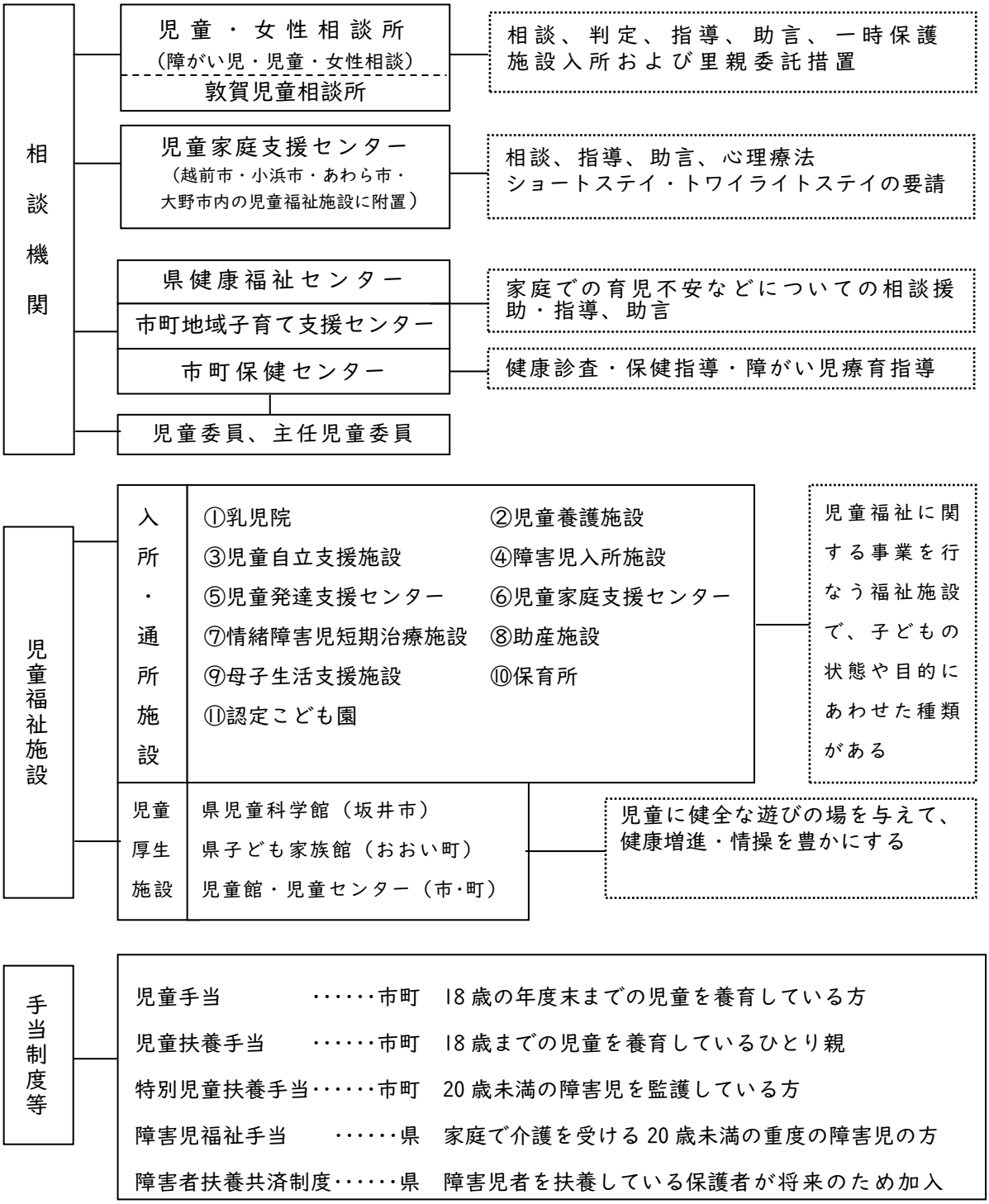

(2) 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、児童・女性相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、こども園、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の対応に当たっています。(表Ⅱ-4-1)

表Ⅱ-4-1　令和7年度児童相談受付件数（種類別実件数）　　**令和8年3月31日現在**(速報値)

相談種別		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
養護相談	児童虐待	52	7	4	38	7	108	285
	その他	45	4	0	0	4	53	626
保健相談		0	0	0	0	0	0	5
障がい相談		25	0	0	0	0	25	53
非行相談	虞犯行為等	6	0	0	0	0	6	15
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	2
育成相談		10	0	0	0	0	10	323
その他の相談		4	0	0	0	0	4	130
合計		142	11	4	38	11	206	1,439

※越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。　　（資料：福井県児童家庭課より）

(3) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。また各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。また、一部の児童委員は児童福祉に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受け、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。(表Ⅱ-4-2)

表Ⅱ-4-2 民生委員・児童委員の配置と活動状況　　**令和７年度**

区分		鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		福井県計	
		民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員
配置状況（名）		131	8	181	16	14	2	49	3	69	3	1,355	101
内容別相談・支援件数	①　在宅福祉	102	0	491	0	0	0	90	0	61	0	2,333	6
	②　介護保険	21	0	86	0	5	0	8	0	23	0	372	5
	③　健康・保健医療	18	2	70	1	3	0	10	0	55	0	873	9
	④　子育て・母子保健	1	0	61	26	0	0	30	20	33	21	369	102
	⑤　子供の地域生活	55	49	871	347	0	0	289	216	154	0	3,219	1,101
	⑥　子供の教育・学校生活	49	29	777	239	0	0	96	43	124	46	1,614	599
	⑦　生活費	5	0	34	10	0	0	0	0	13	0	231	11
	⑧　年金・保険	6	1	12	2	1	0	0	0	0	0	75	4
	⑨　仕事	11	7	24	10	2	0	1	0	1	0	95	18
	⑩　家族関係	22	8	172	11	5	0	18	0	15	0	531	28
	⑪　住居	7	1	47	0	4	0	24	0	21	0	365	1
	⑫　生活環境	100	3	171	8	18	0	88	0	59	3	1,313	49
	⑬　日常的な支援	444	34	1,283	171	21	0	458	0	425	4	6,236	458
	⑭　その他	313	15	980	27	18	0	225	14	211	39	5,854	199
	合計	1154	149	5,079	852	77	0	1,337	293	1,195	113	23,480	2,590
分野別相談・支援件数	①高齢者に関すること	835	7	2,434	18	35	0	801	2	686	2	13,097	127
	②障がい者に関すること	102	44	134	18	0	0	16	0	27	0	1,035	89
	③子どもに関すること	120	93	1,907	785	3	0	424	285	313	70	5,897	2,206
	④その他	97	5	601	31	39	0	96	6	169	41	3,451	168
	合計	1154	149	5,079	852	77	0	1,337	293	1,195	113	23,480	2,590
その他の活動件数	①調査・実態把握	2,057	51	1,850	83	404	0	925	70	327	2	13,917	398
	②行事・事業・会議への参加協力	2,863	651	3,770	364	121	36	1,181	53	1,125	66	22,419	2,466
	③地域福祉活動・自主活動	9,103	1,129	8,542	663	252	6	4,696	220	3,322	157	50,141	5,223
	④民児協運営・研修	4,665	588	4,516	412	277	17	846	93	1,329	83	28,999	3,241
	⑤証明事務	98	8	231	5	16	0	145	13	58	1	1,540	68
	⑥要保護児童の発見の通告・仲介	3	0	54	2	1	0	45	1	5	0	210	4
訪問回数	訪問・連絡活動	12,269	220	15,582	535	1,001	6	3,915	255	4,239	20	115,906	4,297
	その他	7,151	100	8,959	3	1,112	0	3,458	4	1,247	35	48,368	330
連絡調整回数	委員相互	7,093	947	6,269	412	227	10	594	37	435	52	47,182	5,581
	その他の関係機関	4,171	1,011	4,178	272	141	10	863	84	712	74	28,484	3,757
活動日数		21,281	2,155	23,716	2,274	1,571	81	8,119	478	7,793	359	148,865	12,219

※福井市は中核市のため、県計に福井市分は含めていない。　　（厚生労働省福祉行政報告例より）

(4) 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する免許・資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。（表Ⅱ-4-3）

表Ⅱ-4-3　子育てマイスター登録数　　**令和８年３月31日現在**

資格	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計（名）	福井県（名）
医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	42	28	1	4	26	101	342

（資料：福井県こども未来課より）

(5) 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子の生活の場である家庭が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所およびこども園は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、児童の放課後の遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

被虐待や家庭の事情、障がいなどにより代替養育や専門的な支援が必要な児童に対しては、表Ⅱ-4-4の児童福祉施設等に措置・委託し、自立に向けた支援を行っています。

表Ⅱ-4-4　児童福祉施設の入所・通所状況（児童・女性相談所措置分）　令和８年４月１日現在

区分	施設名		所在地	定員 （暫定定員）	丹南地区 入所者数
乳児院	済生会乳児院		福井市	16(14)	2
	白梅学園(乳児院)		敦賀市	10(8)	0
児童養護施設	ほほ咲みの郷		福井市	36	2
	児童養護施設　一陽		越前市	36	15
	吉江学園		鯖江市	32(31)	6
	偕生慈童苑		大野市	24(21)	0
	白梅学園(晴喜館)		敦賀市	36	0
福祉型障害児入所施設	足羽学園		福井市	20	2
	第２やすらぎの郷		小浜市	5	0
医療型障害児入所施設	敦賀医療センター		敦賀市	120	0
	あわら病院		あわら市	120	0
	こども療育センター	つくし園（入所）	福井市	50	0
児童自立支援施設	和敬学園		福井市	45(10)	0
児童心理治療施設	ふくい森の子学園（入所部）		福井市	15	0
	（通所部）		福井市	5	0
里親	里親委託		県内	―	14
合計					41

（資料：福井県児童・女性相談所より）

（参考）　管内保育所、認定こども園、児童館、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター設置状況　　令和８年４月１日現在

施設種別		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
保育所	定員	1,675	520	－	140	375	2,710
	施設数	16	4	0	2	6	28施設
認定こども園	定員	1,095	2,527	70	295	815	4,802
	施設数	6	19	1	2	9	37施設
児童館		15	15	0	4	5	39施設
児童家庭支援センター		0	1	0	0	0	1施設
地域子育て支援センター		1	5	1	3	5	15施設

（資料：福井県こども未来課、児童家庭課より）

5　母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、生活面、就業面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景にした不安定な就労形態などが、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響しています。

このような現状を踏まえ、母子・父子自立支援員はひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、日常生活の悩みの相談、職業能力の向上および求職活動の支援、養育費確保のための情報提供を行っています。

また、相談内容に応じて、経済的支援である児童扶養手当（母子・父子）・母子寡婦福祉資金貸付（母子・父子・寡婦）・ひとり親家庭医療費助成制度、就業支援である教育訓練給付金事業（母子・父子）・高等職業訓練促進費等事業（母子・父子）、子育て支援である母子家庭等日常生活支援事業等の制度の紹介および手続きの案内を行っています。（表Ⅱ-5-1、Ⅱ-5-2）

表Ⅱ-5-1　母子・父子・寡婦相談状況（実件数）　　**令和７年度**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
生活一般	住宅	0	0	0	0	0	0	36
	医療	4	17	0	0	0	21	162
	就職	11	16	1	1	6	35	276
	家庭紛争	1	24	0	0	1	26	74
	その他	17	36	0	2	6	61	156
児童	養育	0	36	0	0	0	36	100
	教育	0	13	0	0	0	13	168
	非行	0	1	0	0	0	1	1
	その他	0	69	0	1	4	74	131
生活援護	母子福祉資金貸付	24	33	1	2	5	65	285
	寡婦福祉資金貸付	0	0	0	1	0	1	10
	父子福祉資金貸付	3	0	0	0	0	3	11
	児童扶養手当	1	4	0	0	0	5	172
	その他	7	41	0	0	2	50	178
合計		68	290	2	7	24	391	1,760

（資料：福井県児童家庭課より）

表Ⅱ-5-2　母子父子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）　　令和７年度

	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内合計		福井県	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,153
④修学資金	2	5,921	1	2,861	0	0	0	0	0	0	3	8,782	8	18,881
⑤技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,710
⑨医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	340
⑩住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫転宅資金	1	129	0	0	0	0	0	0	0	0	1	129	1	129
合計	3	6,050	1	2,861	0	0	0	0	0	0	4	8,911	16	22,213

（資料：福井県児童家庭課より）

6　女性福祉

女性福祉対策は、社会環境等の変化に伴い相談内容は複雑かつ多様化してきており、配偶者等からの暴力・性被害・生活困窮・家庭関係の破綻等様々な問題を抱えた女性の自立支援や保護など広範囲に及んでいます。そこで、平成 18 年 4 月に各健康福祉センターに「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されるとともに、女性相談支援員が配置され、警察・裁判所・市町など関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性への切れ目のない包括的な支援活動を行っています。（表Ⅱ-6-1～3）

なお、令和 6 年 3 月に県は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画」を策定し 、女性の自立支援保護にかかる施策等を総合的に進めています。

表Ⅱ-6-1　相談状況（相談者の年代別）　　**令和 7 年度**

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
18 歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64 歳	29	11	3	4	7	54
65 歳以上	0	1	0	0	0	1
不明	0	0	0	0	0	0
計	29	12	3	4	7	55

表Ⅱ-6-2　相談状況（主訴別）　　**令和 7 年度**

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
配偶者等からの暴力	28	12	1	1	4	46
離婚問題	0	0	2	1	0	3
子供の問題	1	0	0	0	0	1
親族の問題	0	0	0	2	0	2
ストーカー被害	0	0	0	0	0	0
住居問題	0	0	0	0	0	0
帰住先なし	0	0	0	0	0	0
生活困窮	0	0	0	0	0	0
求職	0	0	0	0	3	3
精神的問題	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	29	12	3	4	7	55

表Ⅱ-6-3　支援活動状況　　**令和 7 年度**

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	29	12	3	4	7	55
婦人相談所へ移送	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	29	12	3	4	7	55

7　生活保護

(1) 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって８種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

(2) 生活保護の種類と方法

1　生活扶助（金銭給付）　衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
2　教育扶助（金銭給付）　義務教育にかかる教材費等
3　住宅扶助（金銭給付）　家賃・間代・地代・住宅維持費等
4　医療扶助（現物給付）　入院・診察・薬剤・治療材料費等
5　介護扶助（現物給付）　居宅介護・福祉用具・施設介護費等
6　出産扶助（金銭給付）　出産に要する費用等
7　生業扶助（金銭給付）　生業に必要な資金等
8　葬祭扶助（金銭給付）　死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法　（昭和 25 年 5 月 4 日施行）
第1条　この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(3) 保護の動向

昭和 61 年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成７年度の 7.0%、福井県では平成９年度の 2.01％を底に保護率増加に転じました。世界金融危機以降、悪化していた雇用環境は改善の兆しが見られたものの、近年の福井県の保護率はほぼ横ばい状況です。

当センターは、鯖江市・越前市を除く池田町・南越前町・越前町の３町を管轄しています。保護率では、越前市が他の市町に比べてやや高めとなっています。(表Ⅱ-7-1)

令和８年３月末現在、福井県全体の有効求人倍率は 1.74 倍、丹南圏域の有効求人倍率は 1.30 倍で、全国の 1.18 倍より高い数値となっています。

また被保護者は、表Ⅱ-7-2 のとおり、高齢者世帯が主となっています。

医療扶助は、高齢者世帯が多いことから、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、働いている者がいない世帯が 82.4 ％を占めており、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。(表Ⅱ-7-2)

表Ⅱ-7-1　被保護世帯数・被保護人員・保護率　　**各年度末現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
被保護世帯数	令和５年度	96	207	5	16	32	356	3,599
	令和６年度	104	200	4	14	33	355	3,605
	令和７年度	134	198	6	16	37	391	3,561
被保護人員	令和５年度	106	236	5	18	33	398	4,278
	令和６年度	115	229	4	15	34	397	4,255
	令和７年度	158	218	6	22	44	448	4,210
保護率（‰）	令和５年度	1.57	3.01	2.29	1.94	1.72	2.25	5.68
	令和６年度	1.71	2.91	1.88	1.65	1.81	2.26	5,76
	令和７年度	2.36	2.76	2.68	2.50	2.40	2.55	5.81

（資料：越前市、鯖江市、丹南健康福祉センター、福井県地域福祉課）

表Ⅱ-7-2　各種類型別被保護世帯数および被保護人員　　**令和８年３月31日現在**

			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
世帯類型別（世帯数）	高齢者世帯		68	115	5	12	24	224
	母子世帯		4	1	0	0	1	6
	障がい者世帯		17	22	0	1	6	46
	傷病者世帯		7	20	1	0	4	32
	その他の世帯		38	38	0	3	1	80
世帯の労働力類型別（世帯数）	世帯主が働いている	常用労働者	19	40	0	0	2	61
		日雇労働者	1	1	0	0	0	2
		内職者	0	0	0	1	0	1
		その他の就業者	0	0	0	0	0	0
	世帯員が働いている		1	2	0	0	1	4
	働いている者がいない		113	153	6	15	33	320
扶助別人員数	生活扶助		130	171	3	19	26	349
	住宅扶助		98	145	0	4	14	261
	教育扶助		8	1	0	1	1	11
	介護扶助		26	48	0	1	13	88
	医療扶助		121	189	6	21	38	375
	出産扶助		0	0	0	0	0	0
	生業扶助		2	3	0	1	1	7
	葬祭扶助		0	0	0	0	0	0

※類型別世帯数には、停止中の世帯を除く　　（資料：鯖江市、越前市、丹南健康福祉センター）

8　生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却を図り、生活困窮者の自立と尊厳の確保および生活困窮者への支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築を目標に、平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法が施行されました。当センターにおいても、池田町、南越前町、越前町を対象に、以下の事業を実施しています。(表Ⅱ-8-1)

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行っています。

(2) 住居確保給付金の支給

離職者等であって、所得水準が一定水準以下の方に対して、家賃相当額を給付します。

また、家計の改善のために家賃が安い住居に転居する必要がある場合には、転居費用の一部を給付します。

(3) 就労準備支援事業

直ちには一般就労への移行が困難な方に対して、一般就労に必要な知識および能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。

(4) 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

就労準備支援事業を終えてもなお一般就労が困難な利用者に対して、就労支援プログラムに基づき利用者の状況に応じた就労の機会の提供と併せ、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。非雇用型から雇用型へ移行する方については、当センターが無料職業紹介所として就労の場を紹介します。

(5) 居住支援事業

住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

(6) 家計改善支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等の家計に関するきめの細かい改善支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を実施しています。

表Ⅱ-8-1　支援状況　　**令和 7 年度**

		越前町	池田町	南越前町	合計
自立相談支援事業	相談受付件数	8 件	2 件	3 件	13 件
	プラン作成件数	2 件	0 件	2 件	4 件
	就労者数	1 名	1 名	0 名	2 名
住居確保給付金		0 件	0 件	0 件	0 件
就労準備支援事業		0 件	0 件	0 件	0 件
認定就労訓練事業		0 件	0 件	0 件	0 件
一時生活支援事業		0 件	0 件	0 件	0 件
家計改善支援事業		2 件	0 件	2 件	4 件

(7) 学習支援事業

生活が困窮している家庭の子どもに対し、教員 OB、大学生等による学習支援を実施しています。令和 7 年度は、南越前町南条地区のみ活用されており、27 回開催しました。

9　福祉のまちづくり

(1) 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成８年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障がい者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。(表Ⅱ-9-1)

表Ⅱ-9-1「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況　　平成９年４月１日～令和８年３月31日

公益的施設の区分		特定施設整備対象規模	鯖江市・越前町			越前市・池田町・南越前町		
			届出数		適合証交付数	届出数		適合証交付数
			新築	増改築		新築	増改築	
官公庁施設		すべて	0	1	1	4	0	0
医療施設		すべて	27	15	5	33	15	16
社会福祉施設		すべて	49	41	23	51	38	24
商業施設	①物品販売業	500㎡超	48	7	19	51	8	22
	②飲食業	300㎡超	9	4	1	5	2	1
	③理容・美容所	150㎡超	2	0	0	0	0	0
	④サービス業	500㎡超	1	1	0	4	2	2
娯楽施設		1,000㎡超	5	1	1	4	2	1
文化施設		すべて	2	0	0	0	0	0
体育施設		1,000㎡超	1	0	0	2	0	0
宿泊施設		1,000㎡超	4	3	2	3	1	0
教育施設		すべて	1	1	1	3	3	4
公共交通機関施設		すべて	0	3	1	2	1	0
集会施設		すべて	18	8	7	22	4	3
興行・展示施設		1,000㎡超	0	1	0	0	0	0
環境衛生施設	①公衆浴場	1,000㎡超	0	1	0	1	0	0
	②公衆便所・火葬場	すべて	0	0	0	1	2	2
駐車施設　(路外駐車場)		すべて	0	0	0	0	0	0
公益事業施設(ガス電気等)		すべて	4	0	2	5	0	3
金融機関施設(銀行等)		すべて	8	2	3	8	0	4
事務所		3,000㎡超	0	2	0	3	1	1
工場		5,000㎡超	1	5	1	12	12	2
共同住宅等		1,500㎡超	2	1	1	7	2	3
合計			182	97	68	221	93	88

(2) バリアフリー表示証制度

バリアフリー表示証制度は、障がいのある方や高齢者の方などをはじめ、誰もが施設を利用しやすくするため施設のバリアフリー状況をわかりやすくお知らせする制度です。

(3) ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証制度

福井県では車いす使用者等のための駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障がい者等用駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者等のための駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の周知・広報に協力をお願いするとともに、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車の際に掲示して外見からわかるようにするものです。(表Ⅱ-9-2)

表Ⅱ-9-2　身体障がい者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

平成19年10月1日～令和8年3月31日

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
施設分類（施設数）	商業施設など	27	36	0	1	5	69	286
	医療施設	10	15	0	0	1	26	74
	社会福祉施設	12	22	0	1	2	37	151
	その他の施設	1	1	0	0	0	2	13
	国・県・市町	27	24	2	7	9	69	345
利用証交付数（名）		2,192	2,166	82	236	1,213	5,889	24,715

（資料：福井県障がい福祉課より）

(4) ヘルプカード

平成30年9月25日から、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困った時に、周囲の方々に対して配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくするよう、ヘルプカードの配布を開始しました。また、令和2年3月からストラップ型ヘルプマークの配布を開始し、より必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができるようになりました。

カードやマークを持っている方が困っていたら「何かお困りですか？」と声をかけたり、電車・バスなど公共交通機関内で席を譲ったり、また、災害発生時には声かけを行うなど、思いやりのある行動を県民の皆様へお願いするものです。

ヘルプカード・マーク配布枚数　平成30年9月25日～令和8年3月31日

丹南健康福祉センター（鯖江庁舎）　142枚
丹南健康福祉センター（武生庁舎）　105枚

10　障がい者福祉

平成17年10月の、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」成立（平成18年4月から施行）により障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）ごとに異なっていたサービスの提供主体が、市町に一元化され、障がいの種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみとなりました。

平成23年8月に「個人と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」「障害概念を社会モデルへの転換、基本的人権の確認」「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点を踏まえ、目的規定の見直し、障がい者定義の見直し、差別の禁止、国際的協調、国民の理解、国民の責務、施策の基本方針等を盛り込んだ「障害者基本法」が改正されました。

また、障害者自立支援法は、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、改正障害者基本法を踏まえた理念が新たに設けられた他、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備について制定されました。

福井県では、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定等、障がいの複雑・多様化など障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、令和5年3月に「ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～」（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）を策定しました。この計画は「全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現」を基本理念とし、そ

れに基づき、「共に生きる社会の実現」「自分らしく活躍し、生き生きと生活する」「障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の４つの基本目標を掲げ、総合的に施策を進めます。

当センターでは、管内市町の身体障害者手帳の交付(表Ⅱ-10-1)や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、障がい者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度に関する情報提供、啓発を行っています。

表Ⅱ-10-1　身体障害者手帳所持者数（障害区分別）　　**令和８年３月31日現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
視覚		229	204	14	30	170	647	2,279
聴覚	聴覚	320	307	39	48	115	829	3,146
	平衡	1	7	1	0	2	11	28
	小計	321	314	40	48	117	840	3,174
音声・言語・そしゃく		17	34	2	7	6	66	360
肢体不自由	上肢	500	435	58	57	162	1,212	5,190
	下肢	863	759	90	175	360	2,247	9,078
	体幹	196	138	14	22	72	442	1,766
	脳原性　上肢	19	15	1	2	9	46	225
	脳原性　移動	5	2	0	2	3	12	70
	小計	1,583	1,349	163	258	606	3,959	16,329
内部障がい	心臓	486	612	48	101	194	1,441	6,373
	じん臓	138	182	11	23	77	431	2,061
	呼吸器	50	63	7	11	25	156	669
	ぼうこう･直腸･小腸・免疫	182	140	12	27	32	393	1,669
	肝臓	8	7	1	1	2	19	73
	小計	864	1,004	79	163	330	2,440	10,845
合計		3,014	2,905	298	506	1,229	7,952	32,987

（資料：福井県障がい福祉課より）

11　介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年の主な改正の経緯として平成29年改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現のため、全市町村が保険者機能を発揮し、地域課題を分析し自立支援・重度化防止に取り組める仕組みが制度化されました。また新たに介護医療院が創設され、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられ、利用者負担の見直し、介護納付金への総報酬割が導入されました。

令和2年改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から市町村の包括的な支援体制の構築の支援、医療・介護のデータ基盤の整備の推進等の所要の措置を講ずることとなりました。

令和5年改正では、医療・介護サービスの質の向上を図るため医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、当該事業を地域支援事業として位置づけ、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備することとなりました。

(1) 介護保険制度の現状

令和8年3月末の管内の要支援・要介護認定者数は、管内全体9,045名となり、令和7年3月末に比べて増加しました。(表Ⅱ-11-1)

表Ⅱ-11-1　要介護認定者数（単位：人）　　**令和8年3月31日現在**

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
鯖江市	令和3年度	126 (4.2)	366 (12.3)	541 (18.1)	718 (24.1)	519 (17.4)	416 (13.9)	299 (10.0)	2,985 (100.0)
	令和4年度	124 (4.1)	380 (12.7)	516 (17.3)	732 (24.5)	528 (17.7)	440 (14.7)	270 (9.0)	2,990 (100.0)
	令和5年度	124 (3.9)	447 (14.2)	540 (17.2)	741 (23.6)	593 (18.9)	421 (13.4)	275 (8.8)	3,141 (100.0)
	令和6年度	151 (4.7)	440 (13.7)	563 (17.5)	789 (24.6)	568 (17.7)	455 (14.2)	246 (7.7)	3,212 (100.0)
	令和7年度	148 (4.5)	510 (15.7)	580 (17.8)	780 (24.0)	544 (16.7)	454 (14.0)	237 (7.3)	3,253 (100.0)
越前市	令和3年度	140 (3.6)	468 (12.0)	757 (19.4)	905 (23.2)	692 (17.7)	582 (15.0)	355 (9.1)	3,899 (100.0)
	令和4年度	150 (3.9)	481 (12.5)	689 (18.0)	924 (24.1)	684 (17.8)	563 (14.7)	343 (8.9)	3,834 (100.0)
	令和5年度	177 (4.7)	471 (12.4)	686 (18.1)	900 (23.8)	681 (18.0)	542 (14.3)	330 (8.7)	3,787 (100.0)
	令和6年度	147 (3.8)	514 (13.5)	676 (17.7)	909 (23.8)	665 (17.4)	551 (14.4)	357 (9.3)	3,819 (100.0)
	令和7年度	154 (4.0)	525 (13.8)	711 (18.6)	888 (23.3)	664 (17.4)	545 (14.3)	330 (8.6)	3,817 (100.0)

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
池田町	令和3年度	25 (11.6)	29 (13.5)	53 (24.6)	35 (16.3)	24 (11.2)	32 (14.9)	17 (7.9)	215 (100.0)
	令和4年度	26 (11.7)	27 (12.2)	54 (24.3)	30 (13.5)	28 (12.6)	37 (16.7)	20 (9.0)	222 (100.0)
	令和5年度	33 (15.0)	23 (10.5)	48 (21.8)	33 (15.0)	22 (10.0)	38 (17.3)	23 (10.5)	220 (100.0)
	令和6年度	24 (10.6)	29 (12.8)	49 (21.7)	34 (15.0)	26 (11.5)	39 (17.3)	25 (11.1)	226 (100.0)
	令和7年度	12 (5.7)	20 (9.6)	48 (23.0)	39 (18.7)	30 (14.4)	33 (15.8)	27 (12.9)	209 (100.0)
南越前町	令和3年度	41 (6.3)	87 (13.5)	121 (18.7)	137 (21.2)	113 (17.5)	95 (14.7)	52 (8.1)	646 (100.0)
	令和4年度	42 (6.7)	70 (11.2)	119 (19.0)	127 (20.3)	106 (17.0)	111 (17.8)	50 (8.0)	625 (100.0)
	令和5年度	35 (5.7)	67 (10.9)	126 (20.4)	109 (17.7)	107 (17.3)	119 (19.3)	54 (8.8)	617 (100.0)
	令和6年度	44 (7.1)	76 (12.3)	112 (18.1)	121 (19.5)	112 (18.1)	102 (16.5)	53 (8.5)	620 (100.0)
	令和7年度	48 (7.7)	83 (13.3)	109 (17.4)	136 (21.7)	106 (16.9)	90 (14.4)	54 (8.6)	626 (100.0)
越前町	令和3年度	39 (3.5)	172 (15.5)	209 (18.8)	208 (18.7)	160 (14.4)	203 (18.3)	120 (10.8)	1,111 (100.0)
	令和4年度	66 (6.0)	168 (15.3)	205 (18.6)	217 (19.7)	157 (14.3)	168 (15.3)	120 (10.9)	1,101 (100.0)
	令和5年度	71 (6.3)	177 (15.6)	221 (19.5)	223 (19.7)	144 (12.7)	173 (15.2)	125 (11.0)	1,134 (100.0)
	令和6年度	84 (7.6)	184 (16.6)	216 (19.5)	189 (17.0)	170 (15.3)	144 (13.0)	123 (11.1)	1,110 (100.0)
	令和7年度	95 (8.3)	193 (16.9)	244 (21.4)	171 (15.0)	156 (13.7)	147 (12.9)	134 (11.8)	1,140 (100.0)
管内	令和3年度	371 (4.2)	1,122 (12.7)	1,681 (19.0)	2,003 (22.6)	1,508 (17.0)	1,328 (15.0)	843 (9.5)	8,856 (100.0)
	令和4年度	408 (4.7)	1,126 (12.8)	1,583 (18.0)	2,030 (23.1)	1,503 (17.1)	1,319 (15.0)	803 (9.2)	8,772 (100.0)
	令和5年度	440 (4.9)	1,185 (13.3)	1,621 (18.2)	2,006 (22.5)	1,547 (17.4)	1,293 (14.5)	807 (9.1)	8,899 (100.0)
	令和6年度	450 (5.0)	1,243 (13.8)	1,616 (18.0)	2,042 (22.7)	1,541 (17.1)	1,291 (14.4)	804 (8.9)	8,987 (100.0)
	令和7年度	457 (5.1)	1,331 (14.7)	1,692 (18.7)	2,014 (22.3)	1,500 (16.6)	1,269 (14.0)	782 (8.6)	9,045 (100.0)
福井県内	令和3年度	3,614 (8.7)	5,250 (12.7)	8,401 (20.2)	7,855 (18.9)	6,332 (15.3)	6,047 (14.6)	3,998 (9.6)	41,497 (100.0)
	令和4年度	3,901 (9.5)	5,241 (12.7)	8,152 (19.8)	7,688 (18.7)	6,283 (15.3)	6,007 (14.6)	3,915 (9.5)	41,187 (100.0)
	令和5年度	4,430 (10.5)	5,540 (13.1)	8,414 (20.0)	7,581 (18.0)	6,390 (15.2)	5,985 (14.2)	3,803 (9.0)	42,143 (100.0)
	令和6年度	4,776 (11.3)	5,685 (13.4)	8,574 (20.2)	7,483 (17.6)	6,260 (14.8)	6,063 (14.3)	3,584 (8.4)	42,425 (100.0)
	令和7年度	5,069 (11.9)	5,820 (13.6)	8,861 (20.7)	7,389 (17.3)	6,106 (14.3)	5,978 (14.0)	3,529 (8.3)	42,752 (100.0)

※（ ）内は割合％を示す　　（資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（暫定）より）

12　栄養・健康づくりの推進

県では、国の「健康日本21（第三次）」の推進を踏まえ、令和6年3月に「第5次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）を策定し、「健康長寿日本一に向けて、健康寿命のさらなる延伸」を全体目標として、健康づくり施策を実施しています。目標を達成するための基本方針には、①県民自ら行動を変える健康づくりと環境づくり　②生活習慣病の早期発見と重症化予防　③大学等との連携による健康づくりの3点を挙げています。

当センターでは、給食施設における適切な栄養管理の推進、市町や国保保険者における健康づくり活動への支援、食品表示に関する指導・相談対応、県独自の基準で認証するヘルシーメニュー等の普及など、施設や市町、食品関連事業者等の関係機関を通じて、県民の健康づくりおよび栄養・食生活の改善を推進しています。

また、食生活改善推進員やわがまち健康推進員の育成により、地域の健康づくり活動の一層の活性化を図っています。

（1）給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、特定給食施設以外でも、食品衛生法に基づき営業の許可を受けた、または届出を行った給食施設に対し、適切な栄養管理が実施されるよう栄養指導員による指導・助言を行っています。（表Ⅱ-12-1～3）

また、給食施設の栄養管理担当者等に対しては、研修会を通して、適切な栄養管理の実践に向けた好事例の共有や最新の知見に関する情報提供等を行っています。（表Ⅱ-12-4）

表Ⅱ-12-1　栄養管理に関する指導・助言件数　　**令和7年度**

区分	施設の種類	施設数	巡回指導施設数	研修会参加施設数	指導・助言件数（実数）
特定給食施設	学校	50	32	6	33
	病院	8	8	4	8
	介護老人保健施設	7	1	3	4
	介護医療院	0	0	0	0
	老人福祉施設	12	7	2	8
	児童福祉施設	38	35	12	35
	社会福祉施設	4	0	0	1
	事業所	1	0	0	0
	寄宿舎	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	121	83	27	89
その他の給食施設	学校	16	3	2	4
	病院	7	7	0	7
	介護老人保健施設	1	0	0	0
	介護医療院	5	1	2	2
	老人福祉施設	41	11	4	14
	児童福祉施設	25	6	9	12
	社会福祉施設	8	1	0	1
	事業所	1	0	0	1
	寄宿舎	1	0	0	0
	自衛隊	1	0	0	0
	その他	15	0	2	0
	合計	121	29	19	41

※給食センターからの受配校も1施設として計上しています。

表Ⅱ-12-2　給食施設栄養士配置状況　　**令和８年３月31日現在**

区分	施設の種類	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数	合計施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	13	13	2	2	5	0	0	35	50
	病院	3	11	5	20	12	0	0	0	8
	介護老人保健施設	2	6	5	6	6	0	0	0	7
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設	6	9	3	4	5	3	4	0	12
	児童福祉施設	9	12	11	13	16	10	13	8	38
	社会福祉施設	3	7	1	3	1	0	0	0	4
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	36	58	27	48	45	14	18	44	121
その他	学校	1	1	0	0	0	2	2	13	16
	病院	4	6	3	8	5	0	0	0	7
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	介護医療院	1	1	1	1	1	0	0	3	5
	老人福祉施設	4	4	6	6	7	6	7	22	38
	児童福祉施設	6	7	3	3	3	4	4	12	25
	社会福祉施設	3	3	0	0	0	1	1	4	8
	事業所	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	自衛隊	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	その他	2	2	1	1	1	5	7	7	15
	小計	22	25	14	19	17	19	22	63	118
合計		58	83	41	67	62	33	40	107	239

表Ⅱ-12-3　特定給食施設届出状況　　令和７年度

種　類	件　数
事業開始届	1
届出事項変更届出	6
事業休止（廃止）届出	0
栄養管理状況報告書	120

表Ⅱ-12-4　栄養管理推進研修実施状況　　**令和７年度**

日時・場所	内　　容	参加者
令和７年 8 月 28 日（木） 14:00～16:00 鯖江市神明公民館 ３階大ホール	（１）「令和７年度　管内施設の栄養管理状況」について情報提供 （２）講義：「嚥下機能と嚥下調整食（学会分類 2021）の正しい理解」 講師：福井医療大学保健医療学部 リハビリテーション学科言語聴覚学専攻 准教授　保屋野健悟氏 （３）グループワーク 「各施設における嚥下調整食の課題」	管内高齢者施設・医療機関の栄養管理責任者（管理栄養士・栄養士） 計　20 名
令和７年 10 月９日(木) 14:00～15:30 丹南健康福祉センター (ハイブリット開催)	（１）「管内施設の栄養管理状況結果について」報告 （２）事例提供「福井市公立保育園の災害対策と食の備えについて」 講師：福井市役所こども未来部こども保育課 管理栄養士　森石咲紀氏 （３）グループワーク 「災害時マニュアル、災害用備蓄の現状と課題」	管内の学校・児童福祉施設の栄養管理責任者（担当者）、施設長、栄養士・管理栄養士、栄養教諭、保育士等、市町教育委員会・児童福祉主管課・健康づくり主管課担当者 計　35 名

（2）栄養管理情報ネットワーク連携事業

医療・介護・住まい・予防・生活支援のサービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築のためには、高齢者の食生活の重要課題である低栄養および咀嚼・嚥下困難者に対する支援が重要です。当センターでは、栄養管理の必要な方が、医療機関や施設等へ転院、転所する際や在宅へ戻る際に、栄養管理の情報を切れ目なくつなぐことができるよう「栄養管理連絡票」を活用した情報連携を推進しています。(図Ⅱ-12-1）また、栄養指導員は丹南地域における栄養ケア拠点として、給食施設指導の際に、施設間の栄養管理情報の連携について指導・助言を行っています。

図Ⅱ-12-1　栄養管理情報ネットワーク連携事業

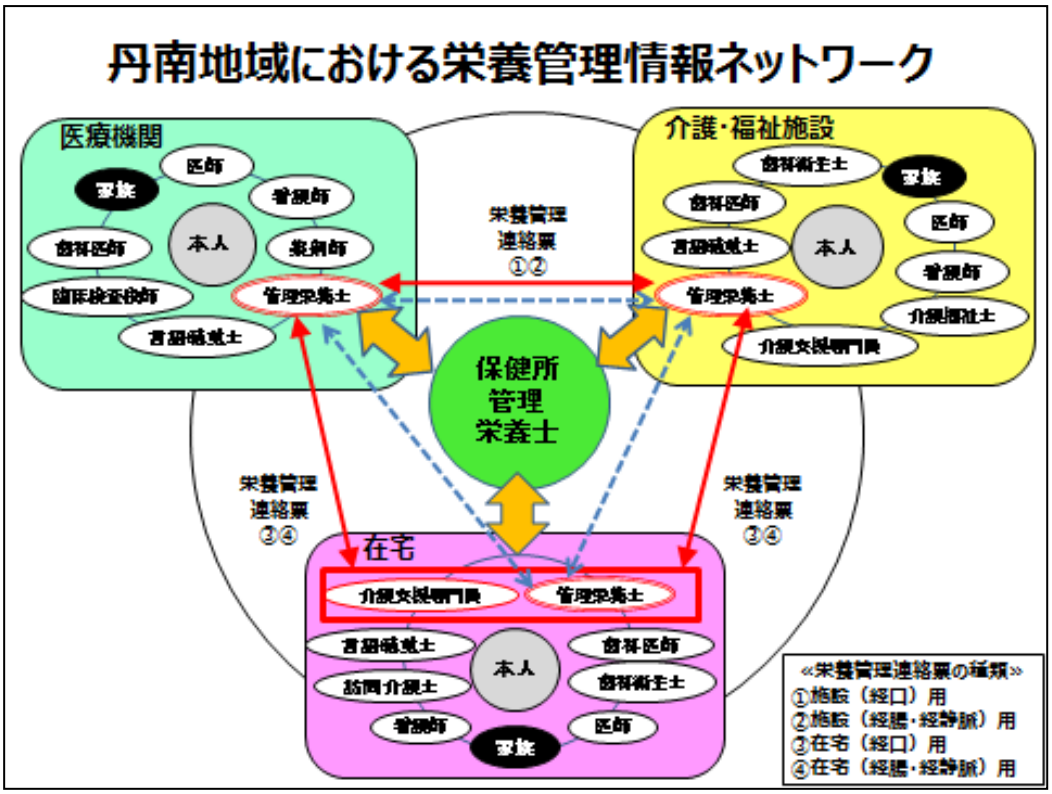

(3) 運動普及の推進

ウォーキングは手軽に始めることができる運動不足解消策の１つであり、県では、仕事をしながら歩数増加の意識や歩く機会を増やせるよう、平成 29 年度から「スニーカービズ」の取り組みを推進しています。令和 4 年度県民健康・栄養調査では、前回調査（平成 28 年度）と比べ県民の平均歩数は男女ともに減少、県が設定した目標歩数は到達できておらず、「スニーカービズ」に加え、新たに県・市町等のウォーキングイベント等の情報発信を行うなど、引き続き歩く機会を増やす取り組みを行っています。

(4) 食環境の整備

飲食店や弁当店、スーパー、直売所、配食サービス、社員食堂など外食や中食を利用する方が、健康に配慮した食事ができる食環境整備のため、県では福井の食材を使用し低塩分で野菜を多く使ったヘルシーメニューや、使用する食材に配慮し不足しがちな栄養素がしっかり補えるメニュー、味付けや調理法により健康に配慮した惣菜を「ふくい 100彩（さい）ごはん」として認証しています。（表Ⅱ-12-5～7）

「食品表示法」では、一般用加工食品には原則として栄養成分表示が義務化されており、「健康増進法」では、健康保持増進の効果に関する虚偽誇大広告を禁止していることから、センターではこれらの食品表示に関する相談に応じています。また、栄養成分表示対策事業実施要領に基づく試買調査を実施し、食品関連事業者に対する監視・指導を行っています。（表Ⅱ-12-8）

表Ⅱ-12-5　丹南管内「ふくい 100 彩ごはん」認証数一覧　　令和 7 年度

	飲食・弁当店（組合せ含む）	惣菜店	配食サービス	社員食堂	合　計
鯖江管内	6	4	3	1	14
武生管内	7	10	5	2	24
管内合計	13	14	8	3	38
県全体	130		42	17	189

表Ⅱ-12-6　「ふくい 100 彩ごはん」提供店　　令和 7 年度

	飲食・弁当店 （13 店舗）	惣菜店 （14 店舗）	配食サービス （8 店舗）	社員食堂 （3 店舗）
鯖江市	・cafe＆lunch こころ ・喫茶椀椀 ・green parlour ベルベール鯖江店 ・こっしぇるん。かふぇ ・福井県民生活協同組合ハーツ さばえ店/神中店	・バロー 東鯖江店/神明店 ・アル・プラザ鯖江	＜個人向け＞ ・ワタミ㈱福井鯖江営業所 ＜事業所向け＞ ・フレッシュランチ 39 鯖江店 (㈱すみよし) ・ぐるめし健康 club	―
越前市	・レストラン若紫 （しきぶ温泉湯楽里内） ・王様の憩い　パーティー ハウス　アラベスク ・お食事処　一福 ・農家レストラン白山さんち ・弁当のさの ・福井県民生活協同組合ハーツ たけふ店	・バロー 武生店/国高店 今立店/北日野店 ・アル・プラザ武生 ・㈲野村精肉店 ・氷坂屋　食料品店 ・㈱森茂	＜個人向け＞ ・魚栄楼 ・農家レストラン白山さんち ・ぴーぷるファン ＜事業所向け＞ ・㈱一乃松 一乃松セントラルキッチン/ 越前たけふ新幹線駅一乃松	・㈱福井村田製作所 武生事業所 （エームサービス㈱） ・㈱アイシン福井 （㈲大八）
池田町	・ハッピーダイニング ことこと （まちの駅 こってコテ いけだ）	―	―	―
南越前町	―	・(企)そまの恋姫サラダ会 ・土の駅 今庄	―	―
越前町	―	・バロー 織田店	―	・㈱福井村田製作所 宮崎工場 （エームサービス㈱）

表Ⅱ-12-7「ふくい 100 彩ごはん　省塩プレミアム」提供店　　令和 7 年度

配食サービス（1 店舗）	社員食堂（3 店舗）
・ワタミ㈱福井鯖江営業所（鯖江市）	・㈱福井村田製作所 宮崎工場（越前町）／武生事業所（越前市） （エームサービス㈱） ・㈱アイシン福井（越前市）（㈲大八）

表Ⅱ-12-8　栄養表示および虚偽誇大広告等の相談・指導　　令和 7 年度

栄養表示相談数	8 件
栄養表示指導数	1 件
虚偽誇大広告指導数	1 件
試買件数	2 検体

(5) 地域における健康づくりおよび栄養・食生活の改善の推進

生活習慣病の発症予防と重症化予防には、適切な栄養・食生活の実践が必要です。地域住民に対する健康づくり関連事業は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。

また、当センターでは、地域の健康づくり実践の担い手となる団体（わがまち健康推進員）の育成や、市町の健康づくり・栄養・国保等担当者の人材育成も支援しています。（表Ⅱ-12-9～11）

表Ⅱ-12-9　「わがまち健康推進員」の登録状況および支援　　令和７年５月末現在

	団体名	活動人数（名）	登録累計人数（名）
鯖江市	鯖江市愛育会	262	1,654
	鯖江市食生活改善推進員会	42	148
越前市	越前市食生活改善推進員会	147	275
	越前市運動普及推進員会	84	128
池田町	池田町保健推進員会	41	93
南越前町	南越前町保健推進員	32	63
	南越前町食生活改善推進員	58	113
越前町	越前町保健推進員会	49	241
	越前町食生活改善推進員会	51	93

表Ⅱ-12-10　食生活改善推進員活動の支援　　令和７年度

	鯖江支部	武生支部	南条支部
食生活改善推進員数	鯖江市　42 名	越前市　148 名	南越前町　58 名
育成講座・研修会等の支援回数	１回	５回	１回

※現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表Ⅱ-12-11　健康づくり・栄養・国保担当者連絡会の実施状況　　令和７年度

日時	内　　容	参加者
鯖江市（令和７年７月 31 日） 越前市（令和７年７月 30 日） 池田町（令和７年８月４日） 南越前町（令和７年８月１日） 越前町（令和７年８月５日） （いずれもオンライン開催）	(1)保険者努力支援制度の各市町の評価採点表について 助言者：県健康政策課、国保連合会保険者支援課 ①糖尿病重症化予防の取組み ②個人へのインセンティブの提供 ③データヘルス計画の実施 ④地域包括ケア推進の取組み (2)意見交換・質疑応答	管内市町健康づくり・栄養等担当者および国保担当者 鯖江市　２名 越前町　２名 越前市　２名 池田町　２名 南越前町　２名

(6) 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき、管理栄養士および栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。
(表Ⅱ-12-12)

表Ⅱ-12-12　管理栄養士・栄養士免許申請状況　　令和７年度

種　類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	11	2
書換え・名簿訂正申請	8	15
再交付申請	1	2

13　がん予防対策

(1) 事業所等に対するがん検診受診勧奨

働き盛り世代のがん検診受診率の向上を図るため、メールマガジンの配信による受診勧奨や事業所が集まる機会にがん検診に関する啓発を実施しています。また、希望のあった事業所に出向き、がん予防やがん検診等についての講座（出前講座）も実施しています。

日時・場所	内　容	参加者
令和８年 １月 16 日（金） 10:30～11:30 アイアイ鯖江健康福祉センター	テーマ：「胃がんを中心としたがん検診による早期発見・早期治療の重要性について」 講　師：福井県健康管理協会　医師　田中　正樹　氏	21 名

(2) がん検診受診率向上に関する会議等

地域保健および職域保健等関係機関が相互に情報交換を行い、共通理解の下、がん検診の受診率向上に努めています。

14　たばこ対策

(1) 世界禁煙デー・禁煙週間の取組み

丹南健康福祉センターが発行する「事業所の健康づくり応援情報誌」の配信を希望する事業所あてに、禁煙週間に関する情報をメールで配信し、喫煙防止についての啓発を実施しています。

(2) 事業所に出向いて禁煙、受動喫煙防止の普及啓発

事業所訪問の際に、がん検診受診勧奨・心の健康・運動等の普及啓発と併せて、禁煙・受動喫煙防止について啓発を行っています。

(3) 受動喫煙防止業に関する取り組み

改正健康増進法の令和２年４月１日からの全面施行により、飲食店は原則屋内禁煙となりました。関係機関と連携し、受動喫煙防止及び改正健康増進法の周知を実施しています。（表Ⅱ-14-1）

表Ⅱ-14-1　受動喫煙防止に係る届出・相談等の実施状況　令和７年度

	件数
喫煙可能室設置施設届出	0
相談	2
情報提供	0

15　歯科保健

歯の健康は、生涯にわたり生活の質を確保するために重要な要素となりますが、本県の３歳以降のむし歯の罹患率は全国に比べ高いことから、平成23年度から保育所・幼稚園および認定こども園に通園する４歳・５歳児を対象にフッ化物洗口を行い、むし歯予防対策を実施しています。（表Ⅱ-15-1）

表Ⅱ-15-1　歯科保健事業の現状　　令和７年度

	実施状況
フッ化物洗口	21 施設
親子歯みがき教室	5 施設

（資料：福井県健康政策課　令和７年度子どもの歯の健康に関する調査より）

16　地域・職域保健連携事業

（1）丹南地区地域・職域連携推進協議会の開催

地域保健と職域保健が連携し、働く世代の健康づくりを推進することを目的に、地域・職域連携推進協議会を開催しています。協議会では、職域における健康づくりの取組みや、地域特性を活かした地域・職域連携事業についての情報共有、丹南地区の健康課題の分析、課題解決に向けた具体的方策等について検討し、関係機関での実践につなげています。丹南地区は小規模事業所が9割以上を占めており、従業員一人ひとりの健康は、事業所の生産性に直結します。経営資源が限られる中小企業こそ健康経営に取組むことが重要なことから、丹南地区の働き盛りの健康課題を解決するため、健康経営に着目し、関係機関が協力して健康づくり支援の強化を図っています。（表Ⅱ-16-1）取り組みの一つとして、県で認定している「ふくい健康づくり実践事業所」を、丹南地区でも増やすことを目指しています。（表Ⅱ-16-2）

また、連携事業としては、福井県労働基準協会南越支部と協力して、事業所の衛生管理者等に対し、健康づくりに関する講演会等を開催しています。（表Ⅱ-16-3）

管内の事業所に対しては、健康づくり情報についてメールマガジンを発信し、希望のあった事業所に対しては、健康づくりの出前講座を行っています。（表Ⅱ-16-4）

表Ⅱ-16-1　丹南地区地域・職域連携推進協議会　　**令和７年度**

日　時	内　　容	参加者	場　所
令和７年 6月27日（金） 13:00～14:30	(1)事業所の健康経営実践のための取り組みにおける現状と課題について (2)事業所での働く世代への健康増進を図るための取組み 事例発表：鯖江精機株式会社の取組みについて (3)事業所における健康づくりに関する意識調査について	14機関 16名	丹南健康福祉センター
令和８年 2月20日（金） 14:00～15:00	(1)鯖江市「官民連携事業「グッドシフト」について（事例提供） (2)事業所における健康づくりに関する意識調査について	14機関 17名	丹南健康福祉センター （オンライン開催）

表Ⅱ-16-2　「ふくい健康づくり実践事業所」認定状況　　**令和７年度末時点の状況**

申請時期	新規申請数	認定事業所数
令和６年度	27	27
令和７年度	7	34

※認定期間は、認定日から２年経過後の年度末まで

表Ⅱ-16-3　福井県労働基準協会南越支部との協力事業　　**令和７年度**

日時	場所	内容	出席者等
令和7年4月8日 4月9日	鯖江建設業会 武生商工会館	「労働行政重点施策説明会」において、特定健診・がん検診受診勧奨、心の健康、100彩ごはんについて	丹南地域の事業所の衛生管理者等 152名
令和7年9月5日	武生商工会館	「全国労働衛生週間説明会」において、特定健診・がん検診受診勧奨、心の健康、100彩ごはんについて	事業所責任者、安全衛生担当者等 139名
令和8年1月29日	福井県労働基準協会 南越支部	令和7年度衛生管理者等交流会にて、健康手帳、ふくい健康づくり応援ガイドブック、がん対策出前講座チラシ、職域がん検診受診体制整備奨励金チラシ、レディースがん検診チラシ、タバコのことチラシ、悩みごと総合相談会、ふくい100彩ごはんパンフレットの配布	丹南地域の事業所の衛生管理者等 35名

表Ⅱ-16-4　メールアドレス登録事業所への健康情報発信

健康づくり情報のお知らせ　　**令和７年度**

発　信　日	内　　容	送付数
令和7年5月22日	HIV検査普及週間	163
令和7年5月30日	世界禁煙デーについて	187
令和7年7月23日	「女性の健康」に関する出前講座について	187
令和7年11月7日	世界エイズデー	161
計4回		

17　母子保健

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、国はすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談を行う機能を有し、児童及び妊婦の福祉及び母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置を推進しています。管内においては全ての市町が「子ども家庭センター」を設置しています。

(1) 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児等の訪問指導、小児慢性特定疾病で必要な方の災害時個別支援マニュアルの作成や医療費助成事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

ア　先天性代謝異常等検査事業

新生児期に先天性の代謝異常を早期発見し、早期治療につなげることで重篤な心身の障がいを予防することを目的としています。

医療機関で、生後4～6日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを検査機関に送付して、20種類の対象疾患の検査が行われています。

当センターでは、検査結果で精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。(表Ⅱ-17-1)

表Ⅱ-17-1　先天性代謝異常等検査　　**令和7年度**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
要精密検査者		1	1	0	0	0	2
要精密検査結果	異常なし	0	0	0	0	0	0
	異常あり	1	0	0	0	0	1
	経過観察	0	1	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0

イ　小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的としています。平成27年1月から児童福祉法の改正により新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、対象疾病の拡大、自己負担上限月額の金額・算定方法などが変更されました。令和8年3月現在、医療費助成対象疾病801疾病となっています。

対象年齢は18歳未満の児童と制限されていますが、18歳になるまでに助成を受けていて、引き続き治療を必要とする場合には、20歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾病医療給付の申請手続き事務を行っており、保護者からの相談に対応しています。

管内の令和7年度末現在の小児慢性特定疾病医療受給者数140件で、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、悪性新生物、慢性心疾患、神経・筋疾患慢性が続きます。(表Ⅱ-17-2)

表Ⅱ－17-2　小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況（疾病別）　　**各年度末現在**

年度／疾患群別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
					合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
悪性新生物	27	25	27	23	23	5	11		2	5
慢性腎疾患	11	9	8	7	7	4	2			1
慢性呼吸器疾患	8	7	7	5	4	1	2			1
慢性心疾患	27	22	23	22	21	10	9			2
内分泌疾患	35	27	30	24	24	9	12			3
膠原病	5	3	4	4	5	1	3			1
糖尿病	8	10	6	6	8	1	4		1	2
先天性代謝異常	7	8	9	7	7	2	3		1	1
血液疾患	2	2	2	0	2	2				
免疫疾患	1	1	1	1	1	1				
神経・筋疾患	25	20	24	16	16	9	1	1	2	3
慢性消化器疾患	10	8	8	9	10	5	3			2
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	6	7	6	6	5		3		2	
皮膚疾患群	3	3	3	3	3	3				
骨系統疾患	2	2	3	3	3	2	1			
脈管系疾患	0	0	1	1	1	1				
合計	177	154	162	137	140	56	54	1	8	21

※令和７年４月１日から、13疾患が追加されました。

ウ　母子保健相談実施状況

令和 7 年度の低出生体重児・長期療養児・障がい児等について、家庭訪問および相談の実施状況は次のとおりです。（表Ⅱ-17-3、Ⅱ-17-4）

表Ⅱ－17-3　母子保健相談状況　　**令和７年度**

保健相談												電話相談（延人員）
妊婦		産婦		乳児		幼児		その他		合計		
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
2	3	28	62	16	43	12	18	2	2	60	128	68

（資料：地域保健事業報告より）

表Ⅱ-17-4　長期療養児・障がい児相談状況　　**令和７年度**

相談										訪問		電話相談（延人員）
実人員	延人員									実人員	延人員	
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就学	食事栄養	歯科	その他	合計			
146	188	4	29	23	0	0	0	24	268	8	27	52

（資料：地域保健事業報告より）

エ　育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成17年度から育児不安解消サポート事業を開催しています。（表Ⅱ-17-5）

表Ⅱ-17-5　育児不安解消サポート事業実施状況　　**令和７年度**

実施場所	回数	内　容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター鯖江庁舎	11	個別相談 （一部ミニ講座実施）	公認心理師（21回） 精神科医師(5回) 保健師 家庭児童相談員	親　実15名　延17名
				子　実15名　延15名
丹南健康福祉センター武生庁舎	10			親　実９名　延12名
				子　実７名　延10名
合　計	21			親　実24名　延29名
				子　実22名　延25名

(2) 母子関係機関との連携強化について

近年、産後うつや精神疾患を有する妊婦への対応等、母子保健に関するニーズが多様化・高度化しています。

ア　管内母子関係機関連絡会の開催

安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援体制づくりが求められており、特に妊娠期における特定妊婦への支援や出産後１～２か月の育児不安が強いとされる時期への早期の支援が重要となってきています。

そこで、妊娠期～子育て期までの切れ目のない支援を目指し、管内の母子関係機関の相互の連携を図ることを目的として、当センターでは平成27年度から管内母子関係機関連絡会を開催しています。（表Ⅱ-17-6）

表Ⅱ-17-6　管内母子関係機関連絡会　　**令和７年度**

日時・場所	内容	参加機関 出席者数
令和７年 11 月 13 日(木) 14:00～15:30 丹南県健康福祉センター	１）管内母子関係機関における母子保健事業の現状の報告 ・当センターならびに関係機関 ２）医療・保健・福祉の連携体制の在り方について ～妊産婦等生活援助事業の紹介ほか気がかりな親子への支援について～ 講師：社会福祉法人越前自立支援協会　一陽常任理事　橋本達昌氏 ３）意見交換	管内産科医療機関 助産所 行政機関（県、市町） オブザーバー（精神科医、心理職等） 合計 22 名

イ　管内市町母子保健担当者連絡会の開催

市町においては従来から実施している健診等の評価やこども家庭センターの機能や業務内容等の新たなる対応が求められています。

そこで、市町母子保健担当者による情報交換、意見交換を実施することにより、管内の母子保健事業の充実、強化を図ることを目的として開催しています。(表Ⅱ-17-7)

表Ⅱ-17-7　管内市町母子保健担当者連絡会　　**令和７年度**

日時・場所	内　　容	参加機関 出席者数
令和７年７月７日（月） 13:30～15:00 丹南健康福祉センター	１．管内市町母子保健事業について １）管内の１歳６か月および３歳児健診の実施状況について ・要経過観察者について ・健診後のフォロー方法について ２．丹南健康福祉センターにおける母子保健事業について １）育児不安解消サポート事業（ほのぼの親子教室）について ２）市町母子保健事業の定期的な意見交換会の実施について	管内市町 県こども未来課 15 名
令和８年２月 12 日（木） 10：00～11：30 丹南健康福祉センター	１．意見交換 １）ヒアリング結果について ２）母子保健事業の活動で強化していること ３）その他 ２．来年度のスケジュール(案)について ・来年度のヒアリングの予定等 ・来年度当連絡会および関係機関連絡会議にて話し合いたい内容について	管内市町 県こども未来課 17 名

ウ　福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム

平成 29 年 7 月から、県内全域において気がかりな妊婦・親子を関係機関が早期に把握し、連携することを目的に「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを開始しました。（表Ⅱ-17-8）

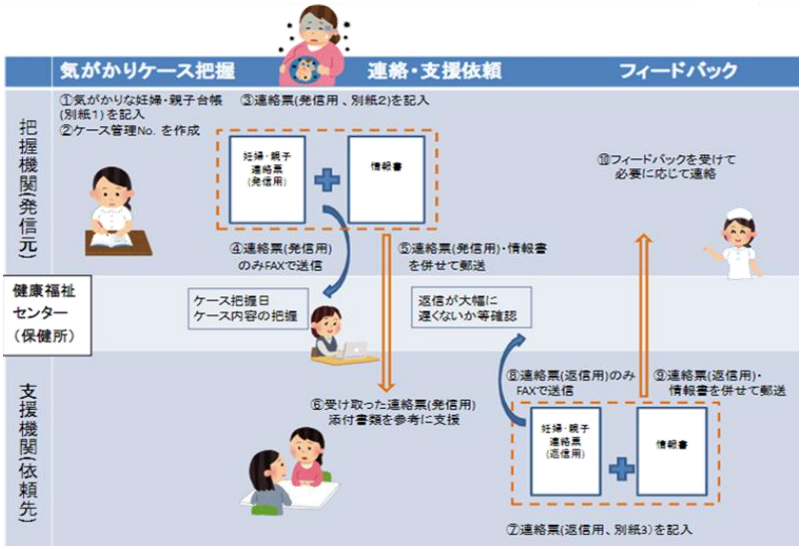

表Ⅱ-17-8　管内妊婦・親子連絡票発信・返信件数　（令和 7 年度末時点）

発信数（件）	返信数（件）
113	115

(3)　特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受診する夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成 16 年度から体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。

男性不妊治療（精巣内精子採取法実施の場合のみ）については、平成 26 年度から特定不妊治療費助成事業の対象治療とあわせて実施した場合に助成対象となっています。また、令和 3 年 1 月から、所得制限の撤廃、夫婦要件の見直し（事実婚も対象に追加）、国の助成限度額の引き上げ、助成回数のカウント方法の変更がされ、助成制度の拡充が図られました。

令和 4 年 4 月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が、保険適用になっています。保険診療でも、令和 3 年度までの助成金と同様に、初めての治療開始時点の女性の年齢が「40 歳未満」の場合は「通算 6 回まで（1 子ごとに）」、「40 歳以上 43 歳未満」の場合は「通算 3 回まで（1 子ごとに）」との制限が設けられています。（表Ⅱ-17-9、Ⅱ-17-10）

表Ⅱ-17-9　特定不妊治療費の助成額

	1　保険適用となる特定不妊治療（先進医療を組み合わせる場合を含む）	2　「国で審議中の技術」と組み合わせて実施する特定不妊治療	3 保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療
助成金額	「自己負担額 － 6 万円」と「自己負担額×1/2」のうち高い方の金額	「特定不妊治療の自己負担額 － 6 万円」と「特定不妊治療の自己負担額×17/20」のうち高い方の金額	「自己負担額 － 6 万円」と「自己負担額×17/20」のうち高い方の金額
助成回数	保険適用の回数が終了するまで（年度内の回数制限なし）	年度内 1 回まで	年度内 3 回まで
年齢制限	治療期間の初日の妻の年齢が 42 歳以下		
対象夫婦	治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の夫婦（申請日に夫婦の両方またはいずれかが福井県内に住所を有する）		

表Ⅱ-17-10　特定不妊治療費助成事業実施状況　　各年度末現在

年　度	申請数	男性不妊治療申請数
令和 元年度	269	2
令和 2 年度	251	0
令和 3 年度	290	1
令和 4 年度	246	1
令和 5 年度	197	0
令和 6 年度	296	0
令和 7 年度	373	0

18　難病対策

(1) 医療相談事業

平成 3 年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や相談会を開催しています。令和 7 年度は医師や薬剤師、リハビリ専門職、栄養士等による個別相談会を実施しました。(表Ⅱ-18-1)

(2) 特定医療費（指定難病）助成制度

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図ってきました。平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな難病の医療費助成制度が開始され、令和 7 年 4 月 1 日には対象疾患数が拡大し 348 疾患になっています。また、福祉・就労等各種支援を受ける際に使える「登録者証」の発行が始まり、希望者に発行しております。(表Ⅱ-18-2)

表Ⅱ-18-1　医療相談会の実施状況　　**令和 7 年度**

	日　時	対　　象	参加数（人）	内　　容	指導者・講師
1	令和 7 年 8 月 22 日（金） 13：30～16：00	・全ての疾患 ・神経・筋疾患	23	・リハビリに関するミニ講座 ・対面による個別相談（病気/リハビリ/療養生活・就労）	・福井医療大学 医師　林　浩嗣 作業療法士　大友みゆき ・福井県難病支援センター 相談員　井上　奈緒美 相談員　清水　純子
2	令和 7 年 9 月 10 日（水） 13：30～16：30	・全ての疾患	25	・制度説明会 ・対面による個別相談会（介護保険制度/薬/療養生活・就労/栄養）	・林病院居宅介護支援府中 主任介護支援専門員 小西　由紀 ・共創未来丹南薬局　林 博子 ・福井県難病支援センター 相談員　井上　奈緒美 ・丹南健康福祉センター 栄養士　中野　智子 栄養士　向井　裕紀子
3	令和 7 年 10 月 22 日（水） 13：30～16：00	・全ての疾患 ・骨・関節系疾患	10	・リハビリに関するミニ講座 ・対面による個別相談（病気/リハビリ/療養生活・就労）	福井大学医学部附属病院 医師　本定　和也 理学療法士　松尾　英明 ・福井県難病支援センター 相談員　井上　奈緒美 相談員　清水　純子
合　　計			58		

表Ⅱ-18-2　特定医療費(指定難病)受給者証交付状況　　各年度末現在

番号	病名	令和6年度	令和7年度					
			計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	1	1			
2	筋萎縮性側索硬化症	16	15	6	4	1	2	2
3	脊髄性筋萎縮症	2	2		2			
5	進行性核上性麻痺	22	28	6	16		1	5
6	パーキンソン病	261	267	112	99	4	13	39
7	大脳皮質基底核変性症	14	11	2	5			4
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1		1			
11	重症筋無力症	35	37	17	16	1	1	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	46	49	22	17		4	6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	3		2	1		
17	多系統萎縮症	14	12	3	7		1	1
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	41	41	16	22	1		2
19	ライソゾーム病	5	5	4			1	
21	ミトコンドリア病	2	2	1	1			
22	もやもや病	24	21	7	9		1	4
23	プリオン病	2	2	2				
28	全身性アミロイドーシス	13	19	11	4		1	3
34	神経線維腫症	12	10	4	6			
35	天疱瘡	5	5	3	2			
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	4	2	1			1
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	2	1	1			
40	高安動脈炎	2	1		1			
41	巨細胞性動脈炎	3	2	1	1			
42	結節性多発動脈炎	2	2		1			1
43	顕微鏡的多発血管炎	10	15	5	8			2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	16	13	4	8			1
46	悪性関節リウマチ	5	4	1	2			1
47	バージャー病	1	1	1				

番号	病名	令和6年度	令和7年度					
			計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1				
49	全身性エリテマトーデス	68	70	34	26		2	8
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	44	38	20	16		1	1
51	全身性強皮症	50	50	15	23	1	5	6
52	混合性結合組織病	15	14	5	7			2
53	シェーグレン症候群	20	20	8	8			4
54	成人発症 スチル病	7	8	3	5			
55	再発性多発軟骨炎	2	2	1			1	
56	ベーチェット病	14	12	6	4		1	1
57	特発性拡張型心筋症	21	23	11	10			2
58	肥大型心筋症	8	14	6	4	1	2	1
60	再生不良性貧血	13	13	4	7		1	1
61	自己免疫性溶血性貧血		1	1				
63	免疫性血小板減少症	34	29	7	13		3	6
65	原発性免疫不全症候群	2	2	1	1			
66	IgA 腎症	28	34	14	12			8
67	多発性嚢胞腎	17	17	6	6		3	2
68	黄色靱帯骨化症	20	16	7	5		1	3
69	後縦靱帯骨化症	48	55	26	18	2	3	6
70	広範脊柱管狭窄症	12	12	4	4		1	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	23	15	3	8		1	3
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	3	7	4	2		1	
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	2	2	1				1
75	クッシング病	3	2	1	1			
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	4	1	3			
78	下垂体前葉機能低下症	21	19	12	5		2	
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	2		2			
83	アジソン病	1	0					
84	サルコイドーシス	25	23	10	10		1	2
85	特発性間質性肺炎	52	62	22	31		3	6
86	肺動脈性肺高血圧症	8	8	2	4			2
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2		1			1
89	リンパ脈管筋腫症	2	2		2			

番号	病名	令和6年度	令和7年度					
			計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
90	網膜色素変性症	23	21	3	14		2	2
93	原発性胆汁性胆管炎	23	22	10	10		2	
94	原発性硬化性胆管炎	2	3	2	1			
95	自己免疫性肝炎	15	11	4	4		1	2
96	クローン病	79	82	28	46	1	2	5
97	潰瘍性大腸炎	142	158	67	71	2	10	8
107	若年性特発性関節炎	1	1	1				
111	先天性ミオパチー	2	3	2	1			
113	筋ジストロフィー	11	11	6	4			1
116	アトピー性脊髄炎	1	1					1
117	脊髄空洞症	1	1	1				
118	脊髄髄膜瘤	1	1		1			
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1		1			
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1				
127	前頭側頭葉変性症	2	1					1
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	1		1			
137	限局性皮質異形成	1	1		1			
140	ドラベ症候群	0	1	1				
144	レノックス・ガストー症候群	1	2		1			1
145	ウエスト症候群		1		1			
146	大田原症候群	1	1		1			
147	早期ミオクロニー脳症	1	1				1	
158	結節性硬化症	4	3	1	2			
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	8	5		5			
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	1	1		1			
168	エーラス・ダンロス症候群	0	1		1			
191	ウェルナー症候群	1	1					1
193	プラダー・ウィリ症候群	1	1	1				
210	単心室症	2	2	2				
212	三尖弁閉鎖症	0	1		1			
215	ファロー四徴症	1	1	1				
220	急速進行性糸球体腎炎	4	6	3	2		1	

番号	病名	令和6年度	令和7年度					
			計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
222	一次性ネフローゼ症候群	24	26	8	13	2	1	2
227	オスラー病	1	1				1	
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	1		1			
235	副甲状腺機能低下症	3	3	1	1		1	
240	フェニルケトン尿症	1	1		1			
266	家族性地中海熱	1	0					
271	強直性脊椎炎	3	5	2	3			
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	1				1	
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	1	1				1	
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	1	1				
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	2	1				1
296	胆道閉鎖症	1	1	1				
300	IgG4関連疾患	8	8	6	1			1
306	好酸球性副鼻腔炎	79	88	36	43	2	3	4
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	2	1	1			
旧法5	スモン	1	1	1				
総計	合計	1,602	1,645	660	709	19	84	173

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成10年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。診療班の構成員は、専門医、主治医、介護支援専門員、看護師、保健師等です。

(4) 在宅難病患者家庭訪問・相談事業

平成5年度から、在宅の難病患者および家族を対象に、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、指定難病（特定医療費）助成申請等で来所した際や電話での療養や日常生活に関する各種相談も実施しています。(表Ⅱ-18-3)

表Ⅱ-18-3　難病患者家庭訪問・相談状況　　**各年度末現在**

区分 / 年度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
令和３年度	19	48	2,753	315
令和４年度	18	50	2,620	342
令和５年度	20	58	2,375	283
令和６年度	34	79	2,433	310
令和７年度	40	126	2,433	397

（資料：地域保健事業報告より）

(5) 患者・家族の会等の支援

管内には、患者会と家族会があり、交流会や勉強会等の活動を行っていましたが、会員の減少・高齢化等により休会しています。(表Ⅱ-18-4)

表Ⅱ-18-4　患者会・家族の会等支援状況　　**令和７年度**

会の名称	対象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会（神経難病家族の会） ※令和３年度から休会中	神経難病患者および家族	平成８年度	―	―
ほのぼの会（難病患者と家族の会） ※平成29年度から休会中	難病患者および家族	平成10年度	―	―

(6) 難病対策地域協議会

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。(表Ⅱ-18-5)

表Ⅱ-18-5　難病対策地域協議会開催状況　　**令和７年度**

日時	内容	出席者
令和８年１月23日（金） 15：00～16：30 雪のためオンラインに変更して開催	在宅難病患者の療養状況、支援体制の強化について	公立丹南病院、木村病院、織田病院　３名 中村病院、林病院　２名 あいの樹地域包括支援センター　１名 ドリーム訪問看護ステーション　１名 訪問看護ひだまりステーション　１名 訪問看護ステーションさばえ　１名 相木病院　シルバーハイツ武生　１名 鯖江市：健康づくり課、社会福祉課、長寿福祉課　４名 越前市：社会福祉課、健康増進課　２名 南越前町：保健福祉課　２名 越前町：　障がい生活課　１名 福井県難病支援センター　１名 丹南健康福祉センター　６名

(7) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成 19 年度から、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のための一時入院及び長時間訪問看護を支援する事業を行っています。平成 23 年度からは、気管切開をした重症難病患者も対象になりました。（表Ⅱ-18-6）

表Ⅱ-18-6　事業利用状況　　**各年度末現在**

	対象者	利用登録者	利用件数	
			レスパイト入院	長時間訪問看護
5年度	16	6	1	0
6年度	18	7	1	0
7年度	12	7	3	0

19　精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、当センターでは①精神保健福祉法に基づく通報等への対応、②精神保健福祉相談、③関係機関との会議・研修、④自殺対策、⑤関係団体への支援等を行っています。

（1）管内精神障がい者の現状

ア　精神保健福祉法に基づく通報等届出状況および処理状況

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づく通報・申請に対応し、必要に応じて入院措置等を行っています。また、平成30年3月に、厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が通知されたことに伴い、同年9月から退院後支援を行っています。（表Ⅱ-19-1、Ⅱ-19-2）

表Ⅱ-19-1　精神保健福祉法に基づく通報等届出状況および処理状況　　**各年度末現在**

項目 / 年度	通報等件数							処理状況		
	一　般（22条）	警察官（23条）	検察官（24条）	保護観察所長（25条）	矯正施設所長（26条）	病　院管理者（26条の2）	合計	措置入院	措置不要等	合計
令和5年度	1	14	4	0	0	0	19	8	11	19
令和6年度	0	12	5	0	3	0	20	4	16	20
令和7年度	0	17	11	0	3	0	31	8	23	31

表Ⅱ-19-2　地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づく退院後支援実施状況

	支援計画作成件数
令和5年度	1
令和6年度	3
令和7年度	3

イ　精神障がい者入院通院患者数（表Ⅱ-19-3、Ⅱ-19-4）

表Ⅱ-19-3　入院通院患者数（市町別）　　**各年度末現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
入院患者数	令和5年度	155	175	7	20	56	413	1,671
	令和6年度	160	187	5	14	52	418	1,659
	令和7年度	159	179	5	17	45	405	1,698
通院患者数	令和5年度	3,298	3,769	160	416	937	8,580	36,734
	令和6年度	3,043	4,173	137	483	847	8,683	35,722
	令和7年度	2,866	3,571	144	413	880	7,874	35,019

※入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数（県内精神科病院15か所の集計数）です。通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）です。　　（資料：福井県障がい福祉課より）

表Ⅱ-19-4　入院形態別患者数（市町別）　　**令和８年３月31日現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
合計	計	159	179	5	17	45	405	1,698
	男	75	87	2	4	21	189	758
	女	84	92	3	13	24	216	940
措置入院	計	0	1	0	0	0	1	6
	男	0	1	0	0	0	1	5
	女	0	0	0	0	0	0	1
医療保護入院	計	91	79	4	3	20	197	951
	男	45	31	1	1	9	87	420
	女	46	48	3	2	11	110	531
任意入院	計	68	99	1	14	25	207	741
	男	30	55	1	3	12	101	333
	女	38	44	0	11	13	106	408
その他	計	0	0	0	0	0	0	0
	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0

（資料：福井県障がい福祉課より）

ウ　自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。また、精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものであり、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。受給者証および手帳の申請窓口は市町が実施しています。（表Ⅱ-19-5、Ⅱ-19-6）

表Ⅱ-19-5　自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数　　**各年度末現在**

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
令和５年度	1,481	1,909	46	182	392	4,010	16,084
令和６年度	1,554	1,971	46	187	405	4,163	16,537
令和７年度	1,662	2,031	52	416	197	4,358	17,384

（資料：福井県障がい福祉課より）

表Ⅱ-19-6　精神障害者保健福祉手帳所持者数　　**令和８年３月31日現在**

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
１級	21	21	2	2	4	50	341
２級	620	675	20	84	168	1,567	6,888
３級	258	265	14	21	51	609	2,573
合計	899	961	36	107	223	2,226	9,802

（資料：福井県障がい福祉課より）

(2) 精神保健福祉活動状況

ア　精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問相談を行っています。また、定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。(表Ⅱ-19-7～11)

表Ⅱ-19-7　精神科嘱託医による相談状況（定例精神相談　第1・3木曜日）　　各年度末現在

	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
令和5年度	38	1	0	1	0	0	32	7	41
令和6年度	58	4	1	1	0	5	35	13	59
令和7年度	37	4	0	1	0	2	17	13	37

表Ⅱ-19-8　面接相談状況（定例精神相談以外）　　各年度末現在

	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
令和5年度	25	0	2	6	1	0	6	40	55
令和6年度	58	2	1	3	0	0	13	63	82
令和7年度	37	4	0	2	0	0	13	25	44

表Ⅱ-19-9　訪問相談状況　　各年度末現在

	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
令和5年度	13	5	0	5	0	0	6	22	38
令和6年度	19	0	0	0	0	0	2	52	54
令和7年度	31	8	6	4	0	0	19	28	65

表Ⅱ-19-10 電話相談状況　　各年度末現在

年度	延人員
令和5年度	367
令和6年度	884
令和7年度	640

表Ⅱ-19-11　コーディネート件数　各年度末現在

（個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整）

年度	延人員
令和5年度	76
令和6年度	76
令和7年度	126

イ　関係機関との会議・研修

管内の関係機関との連携の強化、職員の資質向上を目的とした会議や研修会を開催しています。平成 26 年度から、丹南地区自立支援協議会の運営会議や暮らす部会に参画、令和 3 年度からは育つ部会にも参画し、研修や連携ツールの作成などの共催事業を展開しています。令和 7 年度からは市町ごとの課題解決に向けて、自立支援協議会が鯖江圏域（鯖江市・越前町）と武生圏域（越前市・南越前町・池田町）の２つに分かれ、各圏域の協議会に参画しています。
（表Ⅱ-19-12）

表Ⅱ-19-12　会議および研修会の開催状況　　**令和 7 年度**

会議・研修会名 日　時	内容 講師・助言者	参加機関 参加人数	場　所
精神保健福祉連絡会議 （緊急支援） 令和 7 年 5 月 15 日(木) 13：30～15：00	1.通報等対応体制 2.総合福祉相談所（精神科救急情報センター）の活動状況について 3.健康福祉センターにおける通報および相談状況 4.意見交換 ～通報事例の対応について～ 助言者：みどりヶ丘病院 院長 綱澤卓也 氏	警察、 精神科病院 精神科救急情報センター 市町 丹南健康福祉センター 20 名	丹南健康福祉センター 2 階大会議室
鯖江市・越前町自立支援協議会 1　運営会議：4 回 (5/16 8/29 11/14 3/13) 2　全 体 会：1 回 (2/10)	障害児者等が地域で自立して生活できるよう支援体制を確立し、関係機関の連携強化や社会資源の開発等を行う	相談支援事業所 社会福祉協議会 障がい者施設 市町 丹南健康福祉センター	鯖江市役所新館 4 階多目的ホール他
越前市・池田町・南越前町自立支援協議会 1　事業所案内：1 回 (5/19) 2　全体会：1 回 (2/13)	1. 子どもの事業所、就労支援事業所に分かれてグループワーク 2. 越前市・南越前町・池田町自立支援協議会について	相談支援事業所 社会福祉協議会 障がい者施設 市町 丹南健康福祉センター	越前市生涯学習センター1 階 e ホール

ウ　精神障がい者の地域で支えるための体制構築

平成29年度から、精神障がい者を地域で支えるために、「精神障害者の治療中断予防のための支援体制づくり事業ワーキング」および「精神障害者の地域移行・定着支援事業」を実施し、障がいをもって生活している地域住民の支援体制について検討していました。

また、令和2年度までに、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業として、圏域毎および市町で「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置が義務づけられており、前述の「治療中断予防事業」「地域移行・定着支援事業」の構成機関を基に、当該年度から協議会を市町と共同で設置しました。(表Ⅱ-19-13)

表Ⅱ-19-13　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施状況　　令和7年度

事業名・日時		内　容	出席機関・出席人数 等	場　所
丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進協議会	【第1回】 令和7年 6月23日(月) 10：00～11：10	(1)連携の運用ルールの実施状況について (2)今年度の取組みについて (3)「精神障がい者の治療中断予防のためのリスクアセスメント運用マニュアル」および「精神障がい者「入退院支援ルール～丹南版～」運用マニュアル」について (4)研修会について	管内精神科病院 相談支援事業所 訪問看護ステーション 市町 丹南健康福祉センター 27名	鯖江市役所 新館4階 多目的ホール
	【第2回】 令和8年 2月10日(火) 10：30～12：00	(1)今年度の取組みの年度末評価について (2)次年度以降の取組みについて	管内精神科病院 相談支援事業所 訪問看護ステーション 市町 丹南健康福祉センター 30名	アイアイ鯖江・健康福祉センター 1階多目的ホール
丹南地域にも包括協議会ワーキンググループ	【第1回】 令和7年 5月9日(金) 15：00～16：10	(1) にも包括協議会の開催日時・場所について (2) にも包括協議会の内容について (3) 研修会の内容等について	武生記念病院 越前町相談支援センターさざんか 鯖江市 池田町 南越前町 丹南健康福祉センター 10名	丹南健康福祉センター 2階中会議室
	【第2回】 令和7年 9月19日(金) 10：00～11：05	(1)今年度の研修会について	武生記念病院 越前町相談支援センターさざんか 鯖江市 池田町 南越前町 丹南健康福祉センター 11名	丹南健康福祉センター 2階中会議室
	【第3回】 令和8年 1月13日(火) 10：00～11：05	(1)第2回にも包括協議会について (2)その他	武生記念病院 越前町相談支援センターさざんか 鯖江市 池田町 南越前町 丹南健康福祉センター 11名	丹南健康福祉センター 2階中会議室

事業名・日時		内容	出席機関・人数等	場所
研修会	令和７年 12 月４日(木) 13:30～15:30	(1)丹南地域における「にも包括」の取り組み (2)精神病の理解と関わり方 (3)相談支援専門員による支援の実際	管内精神科病院 相談支援事業所 市町 丹南健康福祉センター 54 名	鯖江市役所 新館３階 多目的室１

(3) 自殺対策

管内では「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」を目指して、平成 21 年度から関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。その一環として、平成 25 年度からは自殺対策市町担当者会議を開催しています。（表Ⅱ-19-14）

また、平成 24 年度からは自殺予防週間（９月）ならびに自殺対策強化月間（３月）にあわせて、弁護士、精神科医、臨床心理士等による悩みごと総合相談会を開催しています。(表Ⅱ-19-15)

表Ⅱ-19-14　自殺予防体制の充実強化に関する会議開催状況　　**令和７年度**

会議名 日　時	内　容	出席機関 出席人数 等	場　所
自殺対策市町担当者会議 令和７年 12 月４日(木) 15：40～16：40	(1)管内自殺者の現状について (2)管内の自殺対策の現状・課題についての意見交換 各市町より令和６年度と今年度の計画の違いについて報告	市町 県障がい福祉課 丹南健康福祉センター 10 名	市民プラザたけふ　３階 大会議室２

表Ⅱ-19-15　悩みごと総合相談会の開催状況　　**令和７年度**

日　時	内　容	相談スタッフ	相談件数	会場
【第１回】 令和７年 ９月 28 日（日） ９：00～12：00	1　法律相談 2　こころの相談 3　こころの健康 4　DV や離婚・家庭問題 5　生活困窮に関すること 6　依存症に関すること	弁護士、精神科医師、公認心理士、生活困窮相談員、女性相談員、保健師	実６件 延７件	丹南健康福祉センター 鯖江庁舎
【第２回】 令和８年 ３月 15 日（日） ９：30～12：30		弁護士、精神科医師、公認心理師、依存症相談員、保健師	実８件 延 13 件	〃 武生庁舎

(4) 関係団体への支援

ア　家族会支援

精神障がいへの理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障がい者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた取組みができるよう支援しています。(表Ⅱ-19-16)

表Ⅱ-19-16　　家族会の活動状況　　**令和８年３月31日現在**

名称＼内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会	23	・例会　・役員会　・学習会　・交流会　・広報等
四つ葉会	18	
こころのサロン芦山会	12	

イ　精神保健ボランティア支援

精神障がい者が暮らしやすいまちづくりを目指して、社会復帰施設への協力や研修会の参加等を積極的に取り組めるよう支援しています。(表Ⅱ-19-17)

表Ⅱ-19-17　精神保健ボランティアの会の活動状況　　**令和８年３月31日現在**

名称＼内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会（鯖江）	10	・例会　・役員会　・会議、研修会
ほのぼの会（武生）	8	・交流会　・家族会協力　・社会復帰施設協力　・広報等

20　感染症対策

保健所は、地域における感染症対策の中核機関として、感染症法や地域保健法に基づき、感染症の予防・監視・対応を総合的に実施しています。

平時には、地域全体の感染症対策の基盤を整備し、発生時の対応力を高めるための準備を実施し、感染症が発生した際には、医師からの届出を受理し、感染源の特定や濃厚接触者の追跡、健康観察などの疫学調査を実施します。また、感染症終息後は、「対応の総括」と「次への備え」を両立させる役割を担い、地域の健康と安全を守るための持続可能な体制づくりに貢献しています。

さらに、保健所は感染症の発生状況や予防方法について、インターネットなどを通じて積極的に情報を発信し、住民への啓発活動にも力を入れています。今後は、保健所の機能強化や ICT の活用、地域連携のさらなる推進が求められており、新興感染症への対応力と体制の確保が重要な課題となっています。

(1) 感染症発生動向調査の実施

感染症の流行状況および流行実態を正確に把握し、適切な予防対策を行うために、感染症発生動向調査を実施しています。全数把握対象感染症の届出や、定点把握対象感染症の週単位・月単位の患者数の報告を受け、当センターではシステムに入力を行っています。また、流行する病原体の実態を把握、分析するため感染症発生動向調査病原体検査を医療機関の協力の下行っています。これら感染症発生動向調査の集計分析結果については、全国の情報と併せて管内市町・医療機関等へ広く還元し、予防対策に役立てています。(表Ⅱ-20-1)

表Ⅱ-20-1　令和 7 年度感染症発生動向調査病原体検査　　**(件)**

定点区分	小児科	眼科	基幹	急性呼吸器感染症(ARI)
検査対象疾病	咽頭結膜熱 感染性胃腸炎 手足口病 ヘルパンギーナ	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	無菌性髄膜炎	急性呼吸器感染症(ARI)
検体採取数	2	1	0	48

(2) 感染症発生届出および対応状況

一類～四類感染症の患者または無症状病原体保有者および新感染症に罹患していると疑われる者、厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したときは、医師から保健所に届出があります。

当センターでは、発生届を受理後、感染症の拡大防止のため、迅速かつ的確な対応を行っています。

また、全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や社会福祉施設等から集団発生に関する報告や相談があった場合、当センター職員が訪問調査等を行い感染拡大防止の指導を実施しています。一般住民や関係機関等からの感染症に関する電話相談についても随時対応しています。（表Ⅱ-20-2）

表Ⅱ-20-2　令和７年感染症発生届出件数※1※2　（件）

感染症類型	感染症名	件数
一類	ー	0
二類	結核	11
三類	ー	0
四類	A 型肝炎	1
	レジオネラ症	5
五類（全数報告）	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	梅毒	2
	百日咳	190

※1　一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告があり、７日以内（侵襲性髄膜炎菌感染症および麻しん、風しんは診断後直ちに）に届出が必要です。

※2　感染症発生動向調査では、１月１日から 12 月 31 日までを週単位でデータを集計します。週は月曜日から日曜日までの７日間と定義されており、第１週～第 52 週の年間の集計を記載しています。

(3) 感染症予防普及啓発事業

感染症の集団発生が起こりやすい高齢者施設や障がい者福祉施設等を対象に標準予防策等、基本的な感染対策に関する正しい知識の普及啓発を行い、感染症の発生や感染拡大の予防を図っています。（表Ⅱ-20-3）

Ⅱ-20-3　　令和７年度事業の実施状況

	実施年月日	内容	参加数
1	①7 月 17 日（木） ②8 月 5 日（火） ③8 月 8 日（金） ④8 月 20 日（水） ⑤8 月 26 日（火）	高齢者・障がい者福祉施設へのラウンド （令和７年度選定５施設）	①4 人 ②8 人 ③5 人 ④3 人 ⑤3 人
2	高齢者・障がい者施設 ①9 月 18 日(木) 保育施設 ② 11 月 27 日(木)	研修会 ①講義「感染症を拡げないためのポイント！ ～今やっている私の対応はこれで大丈夫？～」 「疥癬の特徴と感染対策」 演習：嘔吐物処理 ②講義「保育施設における感染症対策」 演習：手洗い	① 47 人（30 施設） ② 40 人（36 施設）
3	①10 月 10 日（金） ②10 月 23 日（木）	病院見学 ・個人ワーク ・意見交換・ディスカッション 病院と自施設の感染対策の違い 自施設で感染対策を推進していく課題	① 5 人 ② 5 人

	実施年月日	内容	参加人数
4	① 12月1日（月） ② 12月8日（月） ③ 12月15日（月） ④ 12月19日（金） ⑤ 1月21日（水）	高齢者・障がい者福祉施設へのラウンド （令和7年選定5施設）	① 4人 ② 5人 ③ 3人 ④ 2人 ⑤ 5人
5	① 5月2日（金） ② 8月1日（金）	高齢者福祉施設等職員向けカンファレンス	① 1人 ② 3人

(4) 丹南地域感染管理ネットワーク連絡会

平成 28 年度より丹南管内全ての医療機関が院内感染対策のレベルアップを図れるように、「丹南地域感染管理ネットワーク連絡会」を設置し、院内感染対策の取り組み状況等の情報共有や医療機関相互の交流と連携を推進しています。

管内病院、有床診療所より医師、薬剤師、臨床検査技師、看護師などが参加し、年に 1 回連絡会を開催しています。(表Ⅱ-20-4)

また、令和 7 年度は管内医療機関の感染対策意識向上を目的として、丹南管内の感染管理認定看護師の協力のもと、丹南管内医療機関1施設の ICT ラウンド※見学会を実施しました。(表Ⅱ-20-5)

Ⅱ-20-4　連絡会実施状況

日時	令和7年11月22日（土）13：30～15：30
場所	丹南健康福祉センター
内容	1. 手指消毒サーベイランス実施状況等の報告 講師 ： 公立丹南病院　感染管理認定看護師 2. ICT ラウンド※見学会参加者 改善状況報告・ICN コメント 3. 講義「公立丹南病院の ICT ラウンド指導内容について～院内の感染対策の取り組み～」 講師 ： 公立丹南病院　感染管理認定看護師 4. 感染対策に関する情報交換 1)　自医療機関の感染対策と職員への標準予防策の周知徹底について 2)　自病院・診療所で感染対策を行う上での疑問点・悩み事 5. ミニ講義「疥癬について」 講師：福井県丹南健康福祉センター　医師
参加者	丹南管内医療機関の院内感染担当者　管内14医療機関27名 丹南健康福祉センター　3名　　計30名

Ⅱ-20-5　ICT ラウンド※見学会実施状況

日時	令和7年10月20日（月）14：00～16：30
場所	公立丹南病院
内容	1.ICT ラウンド※見学 2.個人ワーク、意見交換 1)「病院と自施設の感染対策の違い」 2)「施設の感染対策の課題」
参加者	管内医療機関の院内感染担当者　4人（管内医療機関3病院） 管内感染管理認定看護師1人、丹南健康福祉センター地域保健課1人　　計6人

※ICT ラウンドは、感染対策チーム（ICT: Infection Control Team）による院内巡回活動のことで、院内感染の予防と管理を目的に多職種が定期的なラウンド（巡回）を実施しています。

(5) 感染症情報発信

平成 26 年度から感染症に対する意識を高めることを目的に、社会福祉施設、事業所等に感染症情報をメールやホームページで発信しています。

管内の医療機関に所属する感染管理認定看護師に依頼し、感染症に対するアドバイスを掲載しています。(表Ⅱ-20-6)

表Ⅱ-20-6　感染症情報発信について　　令和７年度

発行区分	発行時期	内　　容
春号	令和７年５月	・百日咳について
夏号	令和７年７月	・感染性胃腸炎について
秋号	令和７年 10 月	・結核について
冬号	令和８年１月	・インフルエンザについて

(6) 新型インフルエンザ等対策

病原性の高い新型インフルエンザや新感染症に対して、国民の生命や健康を保護し、国民の生活・経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成25年4月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

本法では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画や発生時における緊急事態措置等について定めるなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化が図られています。

県では、平成 25 年 12 月に「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を改定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示しました。さらに、令和７年３月には、新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、令和６年７月に抜本改正された政府行動計画に基づき、県行動計画を改定しました。

また、管内市町においても平成 26 年 11 月末までに国や行動計画等の考え方との整合性を確保しつつ、「市町行動計画」を策定し、また福井県新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあわせ、令和７～8年にかけて内容を改定しました。(表Ⅱ-20-7)

当センターでは、行動計画に基づき発生前の段階から、市町、郡市医師会および医療機関等の関係者からなる「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について具体的な検討を進めています。なお、令和元年度～令和４年度には、この会議を活用して新型コロナウイルス感染症対策を検討しました。また、令和６年度には、福井県新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）および市町行動計画の改訂について説明するとともに、健康危機対処計画に基づく実践型訓練の報告を行い、有事の際の体制の確認および関係機関の危機管理意識の共有を図りました。(表Ⅱ-20-8)

表Ⅱ-20-7　管内の市町行動計画作成状況

市町名	作成年月
鯖江市	令和8年4月
越前市	令和8年3月
池田町	令和8年2月
南越前町	令和8年3月
越前町	令和8年4月

表Ⅱ-20-8　新型インフルエンザ等対策地域調整会議実施状況

開催日	内容	出席者数
①　令和 6 年 2 月 20 日（火） ②　令和 6 年 2 月 27 日（火）	①　感染症健康危機における連携体制について ②　感染症予防計画について	①　26 人 ②　20 人
令和 7 年 2 月 14 日（金）	（1）　福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について 県行動計画および市町行動計画の改定について （2）　丹南健康福祉センター健康危機対処計画（感染症編）に基づく実践訓練報告	29 人
令和 8 年 1 月 27 日（火）	（1）積極的疫学調査に関する講義 （2）積極的疫学調査に関する演習	15 人

(7) エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に感染症法に統合され、平成 15 年の感染症法改正により五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を実施しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料で実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに併せ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、休日および夜間のエイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査については、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。また、令和６年６月よりエイズ・肝炎相談検査日に合わせて、梅毒、性器クラミジアの検査についても、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。

現在は、「保健所での HIV・肝炎ウイルス（B 型・C 型）・性感染症（梅毒・性器クラミジア）に関する相談および検査マニュアル」（令和 6 年 5 月 20 日策定）に基づき月 2 回定例エイズ相談および随時の相談を行っています。（表Ⅱ-20-9～11）

表Ⅱ-20-9　エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況　（件）

区分 / 年度	相談件数	HIV 抗体検査数
令和 5 年度	88(29)	47(29)
令和 6 年度	194(45)	80(45)
令和 7 年度	233(46)	105(46)

※（　）内は夜間相談・検査件数で内数

表Ⅱ-20-10　肝炎相談、検査実施状況　（件）

	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
令和5年度	209	37	52	35
令和6年度	356	73	155	68
令和7年度	293	95	195	92

表Ⅱ-20-11　梅毒・性器クラミジア相談、検査実施状況　（件）

	梅毒		性器クラミジア	
	相談件数	検査件数	相談件数	検査件数
令和６年度	182	78	170	67
令和７年度	220	102	204	93

(8) 肝炎治療特別促進事業

B 型・C 型ウイルス性肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患です。以前は治療の難しい病気とされていましたが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療が奏功すれば、重篤な病態への進行を防ぐことが可能です。

そこで、平成20年4月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成 21 年には肝炎対策基本法が制定されました。

これまで、自己負担限度額の引き下げや助成範囲の拡充等が行われ、平成 28 年度においては、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療の助成範囲がさらに拡充されました。今後も新薬の開発等によって肝炎患者に対する助成の範囲が拡大されていくことが期待されています。（表Ⅱ-20-12）

表Ⅱ-20-12　肝炎治療医療費助成に関する申請件数　（件）

内　　容		R7 年度	R6 年度	R5 年度
インターフェロン治療	新規申請	0	0	0
	2 回目の制度利用			
	助成期間の延長申請（副作用・中断による）			
	助成期間の延長届出（72 週投与が必要）			
インターフェロンフリー治療	新規申請	2	3	5
	再治療申請	0	1	0
核酸アナログ製剤治療	新規申請	2	8	5
	更新申請	75	139	150

(9) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

B 型ウイルス性肝炎および C 型ウイルス性肝炎は自覚症状がほとんどないため、市町や県の肝炎ウイルス検査等で陽性と判定されても、医療機関等での精密検査を受けず、重症化させてしまう場合があります。また、経済的な理由から定期的な医療機関への受診を控え、結果的に治療の時期を逃してしまう方もいます。

このため、平成27年4月より、ウイルス性肝炎の方々の重症化予防を目的として、県や市町の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方に対する医療機関での初回の精密検査費用の助成および定期検査費用の助成制度が開始されました。(表Ⅱ-20-13)

表Ⅱ-20-13　肝炎検査費用助成に関する申請件数　　(件)

内　　容	R5年度	R6年度	R7年度
初回精密検査費用請求	2	1	0
定期検査費用請求	4	3	1

(10) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がんや重度肝硬変は予後が悪く、さらにウイルス感染が原因により慢性肝炎から重度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期にわたり療養が必要となる場合があります。

このため、医療費の負担軽減を目的として、肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が受けられる制度が平成30年12月から開始されました。(表Ⅱ-20-14)

表Ⅱ-20-14　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する申請件数　　(件)

内　　容	R5年度	R6年度	R7年度
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加証交付申請書	3	5	3

（11）定期予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。（表Ⅱ-20-15）

表Ⅱ-20-15　令和７年度定期予防接種実施状況

種　別		接種済数(人)※1 接種率（%）※1	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	備考
A　類　疾　病　（対象者は予防接種を「受けるよう努めなければなければならない」とされています）								
急性灰白髄炎 (ﾎﾟﾘｵﾜｸﾁﾝ)	追加 接種完了者	接種済者数　※2	546	616	7	59	135	8 歳
		接種率	93.7	95.4	100.0	96.7	95.7	
百日咳、ｼﾞﾌﾃﾘｱ、 破傷風 (DPT ﾜｸﾁﾝ)	第１期追加 （百日咳は 接種完了）	接種済者数	546	618	7	59	135	8 歳
		接種率	93.7	95.7	100.0	96.7	95.7	
ｼﾞﾌﾃﾘｱ、破傷風 (DT ﾄｷｿｲﾄﾞ)	第２期 接種完了者	接種済者数	507	587	9	54	138	13 歳
		接種率	74.8	85.6	75.0	80.6	80.7	
麻しん、 風しん (MR ﾜｸﾁﾝ)	第１期	接種済者数	446	510	7	40	105	2 歳
		接種率	91.8	94.6	100.0	97.6	90.5	
	第２期 接種完了者	接種済者数	512	608	6	64	125	7 歳
		接種率	84.5	94.9	100.0	97.0	86.8	
日本脳炎 （日本脳炎ﾜｸﾁﾝ）	第１期追加 （第３回）	接種済者数	495	565	6	58	125	8 歳
		接種率	84.9	87.5	85.7	95.1	88.7	
	２期（第４回） 接種完了者	接種済者数	534	560	8	54	144	13 歳
		接種率	78.8	81.6	66.7	80.6	84.2	※3
結核（BCG ﾜｸﾁﾝ） （接種は１回のみ）		接種済者数	479	505	10	41	114	1 歳
		接種率	96.8	95.6	83.3	97.6	95.8	
Hib（ﾋﾌﾞ ﾜｸﾁﾝ） 接種完了者		接種済者数	553	583	7	52	135	6 歳
		接種率	96.2	97.5	87.5	96.3	94.4	
肺炎（小児用肺炎球菌ﾜｸﾁﾝ） 接種完了者		接種済者数	549	575	7	52	135	6 歳
		接種率	95.5	96.2	87.5	96.3	94.4	
ﾋﾄﾊﾟﾋﾟﾛｰﾏｳｲﾙｽ (HPV ﾜｸﾁﾝ)	3 回目 （接種完了）	接種済者数	193	176	3	32	49	17 歳
		接種率	53.3	49.4	100.0	72.7	49.0	
水痘 （水痘ﾜｸﾁﾝ）	2 回目 （接種完了）	接種済者数　※4	493	538	11	57	115	4 歳
		接種率	89.3	92.4	84.6	96.6	92.7	
B 型肝炎（B 型肝炎ワクチン） 接種完了者		接種済者数　※5	479	486	10	39	111	1 歳
		接種率	96.8	92.0	83.3	92.9	93.3	
B　類　疾　病　（対象者には接種についての努力義務は課せられていません）								
インフルエンザ (インフルエンザワクチン)		接種済者数	8,690	10,908	598	2,111	3,420	65 歳
		接種率	45.4	45.2	52.2	57.0	48.6	以上
高齢者の肺炎球菌 （23 価肺炎球菌ワクチン）		接種済者数　※6	223	270	3	13	59	65 歳
		接種率	29.5	28.7	7.7	10.5	21.0	

（定期予防接種実施状況調査（県保健予防課）より）

※1　各予防接種の接種済者数、接種率は備考欄記載の年齢時のものである。
※2　経口生ポリオワクチンの２回接種済者を含む。
※3　日本脳炎の予防接種の積極的な勧奨差し控えなどの事情により接種機会を逃した者に対しての特例制度があり、対象者は、20 歳になるまでの間、定期接種として接種を受けることができる。
※4　水痘の既罹患者、水痘ワクチンの任意接種済者を含む。
※5　B 型肝炎ワクチンの任意接種済者を含む(把握している範囲)。
※6　肺炎球菌ワクチンの任意接種済者を含む(把握している範囲)。

21　結核予防・対策

結核予防法は、平成 19 年 4 月 1 日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

結核は、医療や生活水準の向上により薬で完治できるようになりましたが、結核登録者情報調査年報では、日本で 2024 年に新たに 10,051 人が新たに結核患者として登録されており、主要な感染症の一つです。

（1）結核登録者の状況

令和 7 年は、11 名の結核患者届出があり、このうち 20 代が 6 名（54.5%）、70 歳以上の高齢者が 3 名（27.3%）で、若年者の発病が多いです。（表Ⅱ-21-1～3）

表Ⅱ-21-1　結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）　（人）

市町	登録者数			新登録者数		
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
鯖江市	10(3)	9(3)	8(0)	5(4)	4(3)	4(1)
越前市	11(3)	11(2)	8(0)	3(4)	6(2)	6(2)
池田町	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
南越前町	4(0)	2(1)	1(0)	3(0)	2(2)	0(0)
越前町	2(0)	2(1)	1(0)	1(0)	1(2)	1(0)
管内計	28(6)	24(7)	18(0)	13(8)	13(9)	11(3)
県計	88(20)	94(26)	87(12)	42(25)	54(27)	50(17)
管内罹患率（人口 10 万対）				7.4	7.4	6.3
県罹患率（人口 10 万対）				5.6	7.3	6.9

※　（ ）内は潜在性結核感染症者数再掲

※　令和 7 年の管内・県罹患率については、令和 7 年 10 月 1 日現在の人口から計上

表Ⅱ-21-2　令和 7 年結核患者新登録者数（活動性分類別・性別・年齢階級別）　（人）

活動性分類 / 年齢別	活動性結核															（別掲）潜在性結核感染症（B）			新登録者合計
	総数（A）			肺結核活動性									肺外結核活動性						
				喀痰塗抹陽性			その他菌陽性			菌陰性その他									
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	（A+B）
0～4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	1
5～9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
10～14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
15～19	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
20～29	1	4	5	－	1	1	1	3	4	－	－	－	－	－	－	1	－	1	6
30～39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	1
40～49	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
50～59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
60～69	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
70～	1	2	3	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	2	2	－	－	－	3
合計	2	6	8	0	1	1	2	3	5	0	0	0	0	2	2	3	0	3	11

※　新登録者合計は活動性結核患者の総数と潜在性結核感染症患者の総数の合計

表Ⅱ-21-3　令和７年結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）（人）　　（人）

年齢別 / 市町	総　数			0～19		20～29		30～39		40～49		50～59		60～69		70～	
	男	女	合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	2 (1)	2 (0)	4 (1)	－	－	2 (1)	1 (0)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1 (0)
越前市	3 (2)	3 (0)	6 (2)	1 (1)	－	－	2 (0)	1 (1)	－	－	－	－	－	－	－	1 (0)	1 (0)
池田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
南越前町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
越前町	－	1 (0)	1 (0)	－	－	－	1 (0)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	5 (3)	6 (0)	11 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)

※（　）内は潜在性結核感染症者数再掲

(2) 結核健康診断

ア　結核定期の健康診断

感染症法に基づき、事業者の長、学校長、施設の長、市町村の長が実施義務者となり定期の健康診断を実施しています。当センターでは、健診の実施状況を把握し受診率向上のための周知を行っています。（表Ⅱ-21-4）

表Ⅱ-21-4　令和７年度定期の健康診断受診者数　　（人）

実施義務者 / 項目		間接・直接撮影	
		対象者数	受診者数※（受診率%）
事業者		7,824	7,338(93.8%)
学校長		1,567	1,563(99.7%)
施設長		1,408	1,233(87.6%)
市町長	鯖江市	18,767	3,179(16.9%)
	越前市	23,832	4,541(19.1%)
	池田町	1,037	362(34.9%)
	南越前町	3,604	625(17.3%)
	越前町	7,040	1,070(15.2%)

※受診者数は、各事業所、学校、施設、市町からの実施報告

（参考：感染症法で規定されている健康診断の対象者、定期および回数）

事業者 … 学校（専修学校および各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または社会福祉施設の従事者に対し毎年１回

学校長 … 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校（修業年限が１年未満のものを除く。）の学生または生徒に対し入学年度１回

施設の長 … 社会福祉施設に収容されている者については65歳に達する日の属する年度以降においては毎年１回

市町長 … 健康診断の対象者以外の者（市町が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く。）については65歳に達する日の属する年度以降においては毎年１回

市町がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認めるものについては市町が定める定期

イ　接触者健康診断

健康診断は、問診、ツベルクリン反応検査、胸部 X 線検査、IGRA 検査（QFT 検査・T スポット検査)、診察を効果的に組み合わせることにより、接触者の感染や結核発病の有無、感染源・経路の探求等を目的に実施しています。(表Ⅱ-21-5)

表Ⅱ-21-5　接触者健康診断実施状況　　（件）

区分／年度	受診者数			検査結果	
	ツベルクリン反応検査	胸部 X 線検査	IGRA 検査	要医療	異常なし
令和 3 年度	6	20	111	1	136
令和 4 年度	0	5	57	5	57
令和 5 年度	0	0	308	4	304
令和 6 年度	0	0	94	3	91
令和 7 年度	0	1	144	5	140

(3) 結核患者の管理

ア　結核医療

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。感染症法第 37 条(入院勧告患者)および第 37 条の 2(結核患者)によるものがあります。(表Ⅱ-21-6、表Ⅱ-21-7)

表Ⅱ-21-6　入院勧告患者数の推移(感染症法第 37 条分)　　（人）

区分／年	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
令和 3 年	3	6	9	0
令和 4 年	0	6	5	1
令和 5 年	1	4	5	0
令和 6 年	0	8	6	2
令和 7 年	2	6	7	1

表Ⅱ-21-7　結核医療費公費負担承認状況（感染症法第 37 条の 2 分)　　（件）

区分／年	申請件数	承認件数および被保険者別									不承認件数
		合計	健康保険		国民健康保険			生活保護	高齢	他	
			本人	家族	一般	退・本	退・家				
令和 3 年	39	38	10	3	3	0	0	0	22	0	1
令和 4 年	19	19	6	0	3	0	0	0	10	0	0
令和 5 年	40	40	19	1	2	0	0	0	18	0	0
令和 6 年	39	39	13	3	11	0	0	0	12	0	0
令和 7 年	27	27	10	3	6	1	1	0	6	0	0

イ　精密検査（管理検診）

結核患者および結核回復者を対象に再発の有無を確認するため、状況の把握と健康管理を実施しています。

平成 28 年 11 月より、潜在性結核感染症で保健所長が経過観察を必要としないと認める患者は、該当した時点で登録票から削除し、精密検査の対象外とすることとなりました。

令和 7 年度の精密検査対象者は 15 名でした。9 名が経過観察を継続することとなり、6 名が再発の恐れが無く(観察中死亡および県外・国外転出含む)登録から除外されました。(表Ⅱ-21-8)

表Ⅱ-21-8　精密検査（管理検診）受診状況　　（人）

区分／年度	検診対象者数	受診者数			受診率（%）	判定結果		
		保健所実施	医療機関実施を含む	合計		要医療	経過観察	除 外
令和 3 年度	36	0	35	35	97.2	0	17	19
令和 4 年度	34	0	33	33	97.0	1	22	11
令和 5 年度	23	0	23	23	100.0	0	11	12
令和 6 年度	18	0	18	18	100.0	0	12	6
令和 7 年度	15	0	15	15	100.0	0	9	6

(4) 地域 DOTS 事業

結核患者が確実に服薬することにより、結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性菌の発生を予防することを目的に平成 17 年 4 月から実施しており、平成 24 年 4 月から結核登録患者全員を対象として訪問や連絡等で服薬支援を実施しています。

定期的に患者が通院する医療機関と地域 DOTS カンファレンスを開催し、服薬支援状況や受療状況を共有しています。また、毎年コホート検討会を開催し、前年度の DOTS 対象者の治療成績や、治療中断・失敗事例の分析等を実施し、地域 DOTS の方法や内容・活動の評価、結核対策全般の課題について検討しています。(表Ⅱ-21-9、表Ⅱ-21-10)

表Ⅱ-21-9　結核患者家庭訪問･相談状況　　（件）

区分／年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
令和 3 年度	30(30)	88(88)	26	128
令和 4 年度	18(15)	139(132)	8	94
令和 5 年度	28(25)	348(329)	6	59
令和 6 年度	34(28)	463(413)	2	49
令和 7 年度	31(27)	275(209)	73	73

※（　）内は、DOTS 実施再掲

表Ⅱ-21-10　結核患者の治療成績※　　（件）

区分／登録年	治癒	治療完了	死亡		失敗	脱落	転出	その他	合計
			結核	結核外					
令和 2 年	0	10	2	4	0	1	2	0	19
令和 3 年	0	9	1	3	0	0	0	0	14
令和 4 年	0	6	1	3	0	0	0	1	11
令和 5 年	0	9	0	2	0	1	0	1	12
令和 6 年	0	8	1	2	0	0	2	0	13

※　新登録活動性結核患者（潜在性結核感染症除く）の翌年の治療状況

22　石綿（アスベスト）健康被害対策

(1) 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、健康被害に関する不安の軽減、専門医療機関の紹介等の相談および情報提供を行っています。（表Ⅱ-22-1）

(2) 石綿健康被害救済制度の案内と申請支援

石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けた方およびそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して迅速な救済を図るために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）に基づき創設されました。当センターでは、この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障がいを伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族の申請・請求を受け付けています。

表Ⅱ-22-1　石綿健康相談件数および石綿健康被害救済制度の受付件数　（件）

	健康相談延件数	受付件数
令和 3 年度	2	0
令和 4 年度	1	1
令和 5 年度	2	1
令和 6 年度	3	0
令和 7 年度	1	0

23　食品衛生

（1）許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

改正食品衛生法が令和３年６月から完全施行されています。そのため、令和３年６月以降に新規で営業許可を取得した施設、許可を更新した施設は改正法に基づく許可となっています。

旧食品衛生法に基づく営業許可を要する施設の状況は表Ⅱ-23-1-1、改正食品衛生法に基づく営業許可を要する施設の状況については表Ⅱ-23-1-2のとおりです。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は福井県食品衛生監視指導計画に基づき、計画的・効率的な監視を行っています。

表Ⅱ-23-1-1　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施　　**各年度末現在**

業種＼項目		令和６年度	令和７年度						監視件数
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	161	39	14	16	1	2	6	91
	仕出し屋・弁当屋	115	53	20	17	0	5	11	70
	旅館	34	10	0	1	0	1	8	8
	その他	218	49	12	16	1	6	12	126
	小計	528	151	46	50	2	14	37	295
菓子（パンを含む）製造業		117	39	9	13	3	5	8	71
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		65	25	7	1	0	3	14	24
魚介類せり売業		3	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍･冷蔵業		2	0	0	0	0	0	0	1
缶詰または瓶詰食品製造業		1	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業		2	0	0	0	0	0	0	1
あん類製造業		1	0	0	0	0	0	0	2
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業		22	11	5	2	0	3	1	13
食肉処理業		1	0	0	0	0	0	0	1
食肉販売業		25	10	5	3	0	0	2	16
食用油脂製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		8	3	0	1	0	0	2	9
醤油製造業		6	1	0	1	0	0	0	7
ソース類製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業		6	2	0	0	0	0	2	6
豆腐製造業		4	1	0	0	0	0	1	4
納豆製造業		1	0	0	0	0	0	0	1
めん類製造業		12	3	0	1	0	1	1	9
そうざい製造業		42	23	7	5	2	1	8	17
添加物製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		3	1	0	1	0	0	0	4
氷雪製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		849	270	79	78	7	27	76	481

※市町別施設数については露店、移動店舗および自動車による移動販売による許可は除く。

※喫茶店の市町別施設数については、自動販売機による許可は除く。

表Ⅱ-23-1-2　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設数　　各年度末現在

業種＼項目	令和６年度	令和７年度						監視
	営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	件数
飲食店営業	1,342	1,708	517	704	45	132	174	238
調理の機能を有する自動販売機	5	6	1	4	0	1	0	1
食肉販売業	42	54	18	31	0	2	3	8
魚介類販売業	77	107	25	48	1	7	26	14
魚介類競り売り営業	4	7	0	2	0	3	2	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	4	5	1	0	3	1	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	216	293	95	135	20	28	15	61
アイスクリーム類製造業	10	18	5	8	1	2	2	4
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	10	13	3	5	1	2	2	3
食肉製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	58	58	2	7	0	6	43	2
氷雪製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	13	22	4	10	3	5	0	5
酒類製造業	5	9	3	3	0	3	0	1
豆腐製造業	8	9	2	3	1	1	2	3
納豆製造業	1	1	0	1	0	0	0	0
麺類製造業	25	32	4	18	5	4	1	5
そうざい製造業	118	148	36	49	15	24	24	36
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	7	10	5	5	0	0	0	3
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	37	38	2	15	5	10	6	4
密封包装食品製造業	7	8	0	4	1	0	3	3
食品の小分け業	4	5	2	2	0	1	0	2
添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	0
合計	1,997	2,555	517	704	45	132	174	394

※市町別施設数については露店、移動店舗および自動車による移動販売による許可は除く。

(2) 給食施設の指導

集団給食施設として食品衛生法による届出のあった施設の状況は表Ⅱ-23-2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導を行っています。令和７年度も前年に引き続き、特に保育所や学校等の給食施設に対し、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の徹底を指導しました。

表Ⅱ-23-2　許可を要しない食品衛生関係営業施設　　**各年度末現在**

業種＼項目		令和６年度	令和７年度	監視件数
給食施設	学　　校	34	32	30
	児童福祉施設	65	61	33
	病院・診療所	10	10	10
	その他	47	50	31
合　計		156	153	104

(3) 調理師、製菓衛生師試験および免許登録の状況

調理師、製菓衛生師試験および免許の登録状況等は表Ⅱ-23-3 のとおりです。

なお、令和４年度から調理師試験については公益社団法人調理技術技能センターに実施業務を委託しております。

表Ⅱ-23-3　調理師および製菓衛生師免許登録状況　　**各年度末現在**

免許＼区分	調理師			製菓衛生師		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受験申込者数	—	—	—	7	6	8
試験受験者数	—	—	—	7	6	8
試験合格者数	—	—	—	7	6	6
合格率(%)	—	—	—	100.0	100.0	75.0
免許登録者数	37	55	40	8	7	7

※登録者には養成施設卒業者を含む。

(4) 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。令和７年度の試験検査の結果は表Ⅱ-23-4 のとおりです。

違反または不適合事例は２件（その他２件）ありましたが、それぞれの事業者に対し速やかに改善措置を講ずるよう指導対応を行いました。

なお、令和３年の食品衛生法改正に伴い衛生規範は廃止されました。

表Ⅱ-23-4　食品等の収去検査結果　　**令和７年度**

事業名		収去数	規格基準 不適数	表示 不適数	その他 指導件数
春の行楽シーズン衛生対策		5	0	0	1
残留物質	鶏卵	1	0	0	0
	養殖魚	1	0	0	0
魚介類特殊検査		2	0	0	0
輸入食品検査		5	0	0	0
夏期食品一斉取締り		31	0	0	1
野菜・果物検査		6	0	0	0
玄米検査		2	0	0	0
添加物表示検査		5	0	0	0
年末食品一斉取締り		27	0	0	0
容器包装検査		7	0	0	0
遺伝子組換食品		0	0	0	0
アレルギー特定原材料		3	0	0	0
ジビエ肉モニタリング		0	0	0	0
合計		95	0	0	2

(5) 食中毒発生状況

令和３年度からの管内食中毒発生状況は表Ⅱ-23-5 のとおりです。

令和７年度は当所管内において３件の食中毒患者の届出がありました。

表Ⅱ-23-5　食中毒発生状況

年度	件数	摂食者数	患者数	市町名	備　　考
令和３年度	2	94	43	越前市	ウェルシュ菌（飲食店営業）
		23	1	鯖江市	当該店舗で提供した弁当（飲食店営業）
令和４年度	3	2	1	鯖江市	アニサキス（魚介類販売業）
		1	1	鯖江市	アニサキス（魚介類販売業）
		1	1	鯖江市	アニサキス（不明）
令和５年度	4	1	1	鯖江市	アニサキス（不明）
		1	1	鯖江市	アニサキス（魚介類販売業）
		1	1	鯖江市	アニサキス（飲食店営業）
		27	17	鯖江市	ノロウイルス（飲食店営業）
令和６年度	1	1	1	鯖江市	カンピロバクター（不明）
令和７年度	3	55	19	越前市	当該店舗で提供した食事（飲食店営業）
		1	1	鯖江市	ツキヨタケ（家庭）
		15	11	南越前町	クドア・セプテンプンクタータ（飲食店営業）

(6) 衛生講習会の実施状況

営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望に応じて出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。令和７年度の実施状況は表Ⅱ-23-6 のとおりです。

表Ⅱ-23-6　衛生講習会実施状況　　**令和７年度**

項目 / 区分	衛生講習会		出前講座	
	開催数	受講者数	開催数	受講者数
鯖江市	6	496	1	10
越前市	8	595	1	10
池田町	1	30	0	0
南越前町	2	67	0	0
越前町	3	186	1	30
合計	20	1374	3	50

24　生活衛生

(1) 営業六法関係施設の状況

営業六法関係施設数等（理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館）は表Ⅱ-24-1上欄のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する2町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

平成 29 年に旅館業法の一部改正があり、ホテル営業および旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への結合、違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化（違反営業者等に対する罰金の上限額の引き上げ）および旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等が追加されました。

また、入浴施設に起因するレジオネラ症の発生を予防するため、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

(2) 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表Ⅱ-24-1 下欄のとおりです。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉法第 18 条第 3 項に基づく 10 年毎の温泉成分分析を実施した源泉を利用する施設に対し、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表Ⅱ-24-1　施設数（営業六法および温泉関係）　　**令和７年度**

業種＼市町			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	監視件数
営業六法関係施設	理容所		61	85	5	10	24	185	50
	美容所		189	200	2	17	31	439	98
	クリーニング所		10	21	0	0	5	36	0
	クリーニング取次所		69	74	1	6	15	165	0
	公衆浴場		8	9	1	5	9	32	11
	興行場		3	2	0	0	0	5	0
	旅館	旅館・ホテル	19	25	3	17	50	114	13
		簡易宿所	11	39	10	16	38	114	5
		下宿	0	1	0	0	0	1	0
		小計	30	65	13	33	88	229	18
温泉	源泉数		3	4	2	3	10	22	4
	動力装置設置数		2	4	1	3	6	16	1
	温泉採取施設数		2	1	2	3	7	15	0
	利用施設数		2	4	2	4	35	47	11

(3) 浄化槽

浄化槽の設置状況は表Ⅱ-24-2 上欄のとおりです。

公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。

(4) 水道施設の状況

水道施設の状況は表Ⅱ-24-2 中欄のとおりです。

大臣認可水道事業者である鯖江市および越前市を除く上水道・簡易水道に対しては、所管課である県土木部河川課の依頼に基づき施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

(5) 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表Ⅱ-24-2 下欄のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

表Ⅱ-24-2　浄化槽、水道、特定建築物関係施設数　　**令和７年度末現在**

種類＼市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
浄化槽	単独処理	1,046	3,525	12	95	326	5,004
	合併処理	994	4,829	53	215	112	6,203
	合　計	2,040	8,354	65	310	438	11,207
水道	上水道	1	1	0	1	1	4
	簡易水道	0	1	1	0	0	2
	飲料水供給施設	0	0	0	0	1	1
	専用水道	0	0	0	1	0	1
特定建築物		18	32	1	0	6	57

(6) 墓地埋葬関係

平成２３年度までは、当センターが主体となって市町と連携しながら墓地埋葬法の趣旨の徹底を図ってきましたが、法改正により平成 24 年４月１日から当所管内の全市町へ事務が移譲されました。

25　動物愛護管理行政

（1）動物による危害防止対策

「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容、犬猫の適正飼育についての指導、犬猫に関する相談および苦情対応等については、平成 30 年 4 月から、福井県動物愛護センター（福井市徳尾町）で業務を行っています。

狂犬病については、「狂犬病予防法」で犬の飼い主は飼い犬の登録・飼い犬への狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。狂犬病の国内での発生は 60 年以上起きていません（輸入感染事例は有り）が、今なお世界で５万人以上が死亡している恐ろしい感染症です。その発生防止には飼い犬への予防注射の接種が重要な役割を果たしており、ＷＨＯの報告では 70%以上の接種率があればその蔓延を予防できるといわれています。各市町における犬の登録と狂犬病予防接種の状況については表Ⅱ-25-1 のとおりです。

また、飼い犬によるこう傷（咬みつき）事故が発生した場合は、上記条例に基づいて飼い主に対し再発防止の措置を講ずるよう措置命令を行っており、その発生状況は表Ⅱ-25-2 のとおりです。

表Ⅱ-25-1　犬の登録数・狂犬病予防注射接種の状況　　**各年度末現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
令和５年度	新規登録頭数(頭)	220	202	5	22	65	514
	年度末登録頭数(頭)	2,536	2,905	88	434	748	6,711
	予防注射済票交付数(頭)	2,022	2,327	75	353	556	5,333
	予防注射接種率(%)	79.7%	80.1%	85.2%	81.3%	74.3%	79.5%
令和６年度	新規登録頭数(頭)	161	167	5	39	28	400
	年度末登録頭数(頭)	2,623	2,963	80	448	732	6,846
	予防注射済票交付数(頭)	2,178	2,359	74	363	603	5,577
	予防注射接種率(%)	80.0%	79.6%	92.5%	81.0%	82.4%	81.5%
令和７年度	新規登録頭数(頭)	118	172	3	23	23	339
	年度末登録頭数(頭)	2,710	2,985	77	436	707	6,915
	予防注射済票交付数(頭)	2,028	2,390	69	361	601	5,449
	予防注射接種率(%)	74.8%	80.0%	89.6%	82.8%	58.0%	78.8%

表Ⅱ-25-2　飼い犬こう傷事故の発生状況　　**各年度末現在**

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
飼い犬こう傷事故発生件数	令和５年度	1	1	0	1	3	6
	令和６年度	2	4	0	2	0	8
	令和７年度	3	2	0	1	1	7

(2) 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく適切な動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっていることから、当所では動物取扱業者および危険な動物（特定動物）の飼養保管に関する規制や監視指導を行っています。

丹南健康福祉センター管内の第一種動物取扱業登録施設数、第二種動物取扱業届出数および特定動物飼養・保管許可の状況は表Ⅱ-25-3 のとおりです。平成 24 年度から第一種動物取扱業が登録制に、第二種動物取扱業が届出制となり、管内では 27 施設（32 登録）が第一種の登録を受け、1 施設が第二種の届出をしています。

表Ⅱ-25-3　動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況　　**各年度末現在**

区分／年度	第一種動物取扱業施設数	第一種動物取扱業の内訳					第二種動物取扱業届出数	特定動物飼養許可
		販売	保管	展示	貸出	訓練		
令和５年度	25	9	21	0	0	0	1	2
令和６年度	26	9	22	0	0	0	1	2
令和７年度	27	10	22	0	0	0	1	2

26　大気、水環境等保全対策

（1）環境保全対策

ア　環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表Ⅱ-26-1～8のとおりです。

届出施設の内訳としては、大気汚染防止法で規定されるばい煙発生施設に関しては冷暖房用等のボイラーが 6 割を占めています。また、水質汚濁防止法で規定される特定施設に関しては旅館業や紙製造業の用に供する施設、眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設等が多くなっています。

表Ⅱ-26-1　ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む）令和 8 年 3 月 31 日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1	ボイラー	事業場数	28	43	0	4	14	89
		施設数	95	87	0	12	24	218
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	事業場数	1	1	0	0	0	2
		施設数	1	1	0	0	0	2
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	事業場数	0	2	0	0	0	2
		施設数	0	18	0	0	0	18
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉・溶解炉	事業場数	0	3	0	0	2	5
		施設数	0	3	0	0	4	7
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	1	0	0	0	1
11	乾燥炉	事業場数	3	4	0	1	1	9
		施設数	5	10	0	2	1	18
13	廃棄物焼却炉	事業場数	2	3	0	1	0	6
		施設数	4	3	0	2	0	9
29	ガスタービン	事業場数	1	3	0	0	0	4
		施設数	1	3	0	0	0	4
30	ディーゼル機関	事業場数	11	18	2	7	4	42
		施設数	16	29	30	11	4	90
31	ガス機関	事業場数	0	0	0	0	1	1
		施設数	0	0	0	0	1	1
合計		事業場数	42	70	2	12	21	147
		施設数	122	155	30	27	34	368

※複数種類のばい煙発生施設を有する事業場があるため、各事業場数の和と合計事業場数は一致しない。

表Ⅱ-26-2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） 令和８年３月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	合計
2	鉱物又は土石の堆積場	事業場数	2	4	6
		施設数	4	4	8
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	事業場数	3	4	7
		施設数	4	24	28
4	破砕機及び摩砕機	事業場数	0	3	3
		施設数	0	14	14
5	ふるい	事業場数	0	1	1
		施設数	0	2	2
合計		事業場数	4	5	9
		施設数	8	44	52

※池田町、南越前町、越前町については、各町長に届出。

表Ⅱ-26-3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 令和８年３月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	9	0	0	0	9
3	塗装の用に供する乾燥施設	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	1	0	0	0	1
5	接着の用に供する乾燥施設	事業場数	2	0	0	0	1	3
		施設数	9	0	0	0	1	10
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	事業場数	1	0	0	0	0	1
		施設数	1	0	0	0	0	1
合計		事業場数	3	2	0	0	1	6
		施設数	10	10	0	0	1	21

表Ⅱ-26-4 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 令和８年３月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
8	・大気汚染防止法施行令別表第１の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第１項に規定するごみ処理施設 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第３号、第５号、第８号、第10号、第11の２号、第12号、第13の２号に掲げる施設	事業場数	2	3	0	1	0	6
		施設数	4	3	0	2	0	9
合計		事業場数	2	3	0	1	0	6
		施設数	4	3	0	2	0	9

表Ⅱ-26-5　特定施設届出事業場状況（水質汚濁防止法関係）　　令和８年３月31日現在

施設種類		排水量（㎥/日）	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	1	6	8
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	0	1	2	4
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	3	3	0	1	1	8
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	1	4
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	2	0	0	0	4
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	1	1
		50未満	4	4	0	4	3	15
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	1	0	1
		50未満	0	1	0	0	0	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	0	3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	5	0	0	13	20
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	50以上	5	2	0	0	0	7
		50未満	6	11	0	0	0	17
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1	0	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	50以上	0	17	0	0	0	17
		50未満	0	47	0	0	0	47
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	2	0	0	0	3
27	25,26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
46	28～45 号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	1	2	0	0	0	3
		50未満	0	0	0	0	0	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	0	0
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	0	0

施設種類		排水量（㎥/日）	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
55	生コンクリート製造業の用に供するバツチャープラント	50以上	0	0	2	0	1	3
		50未満	4	4	4	0	2	14
59	砕石業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	2	1	0	6
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	1	0	0	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	2	0	0	0	2
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	50以上	1	1	0	0	0	2
		50未満	0	0	0	0	0	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	50以上	0	4	0	0	0	4
		50未満	9	5	2	0	2	18
66	電気めっき施設	50以上	3	2	0	0	2	7
		50未満	10	0	0	0	2	12
66の3	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1	0	1	0	3
		50未満	15	48	8	43	64	178
66の4	共同調理場に設置されるちゆう房施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	2	2
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	0	0	0	0	2
66の6	飲食店に設置されるちゆう房施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	5	6	0	0	1	12
68	写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
71	自動式車両洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	18	34	1	2	3	58
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	2	0	0	1	5
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	0	0	1	0	3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	0	0
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	0	0	0	0	2
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	1	0	0	0	2
72	し尿処理施設	50以上	7	9	0	5	6	27
		50未満	0	1	0	1	1	3
73	下水道終末処理施設	50以上	1	3	1	2	3	10
		50未満	0	0	0	0	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1	0	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
合計		50以上	21	45	3	9	13	91
		50未満	90	195	18	55	104	462

※　2以上の業種を兼業する事業場については、代表業種のみを計上した。

表Ⅱ-26-6　特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）　　**令和８年３月31日現在**

施設種類	焼却能力		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
5 廃棄物焼却炉	2ｔ/h以上～4ｔ/h未満	事業場数	2	0	0	0	0	2
		施設数	4	0	0	0	0	4
	200kg/h以上～2ｔ/h未満	事業場数	0	3	0	1	0	4
		施設数	0	3	0	2	0	5
	100kg/h以上～200kg/h未満	事業場数	3	0	0	0	0	3
		施設数	3	0	0	0	0	3
	50kg/h以上～100kg/h未満	事業場数	0	2	0	0	0	2
		施設数	0	2	0	0	0	2
合計		事業場数	5	5	0	1	0	11
		施設数	7	5	0	2	0	14

表Ⅱ-26-7　特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）　　**令和８年３月31日現在**

種類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
大気・水質特定工場	1	2	0	0	0	3
大気特定工場	1	1	0	0	0	2
水質特定工場	3	2	0	0	1	6
合計	5	5	0	0	1	11

表Ⅱ-26-8　特定施設届出事業場状況（福井県公害防止条例関係）　　**令和８年３月31日現在**

施設種類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	12	10	1	1	2	26
汚水に係る特定施設	1	1	0	0	0	2
炭化水素類に係る特定施設	1	4	0	2	0	7
届出事業場数	13	14	1	3	2	33

※複数種類の特定施設を有する事業場があるため、各特定施設数の和と事業場数は一致しない。

イ　環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表Ⅱ-26-9 のとおりで、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表Ⅱ-26-9　環境関連施設指導状況等　　**令和７年度**

項目		立入検査数	行政検査件数	行政指導件数	改善命令数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設等	28	5	0	0
	特定粉じん(ｱｽﾍﾞｽﾄ)排出等作業	39	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	70	30	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	5	1	0	0
	水質特定施設	0	0	0	0
合計		142	36	0	0

ウ　環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、当センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

（ア）地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

令和７年度は、管内で概況調査６地点、継続監視調査 53 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

（イ）ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

令和７年度は管内で大気１地点および土壌２地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

(2) 環境異常時対応

ア　大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグ現象があり、本県では「福井県光化学オキシダント対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

丹南管内では、光化学オキシダント注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等が発令された事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから管内の医療機関や福祉施設等に対し、屋

外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診等について連絡通報する体制をとっています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、県内いずれかの測定局で午前5時から午前7時までのPM2.5濃度の1時間値の平均値が80μg/m³を超えた場合、または午前5時から午前12時までのPM2.5濃度の1時間値の平均値が75μg/m³を超えた場合に、県下全域に注意喚起を行っています。

なお、これまでに、平成26年2月に初めて注意喚起が実施されました。

イ　水質

令和7年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表Ⅱ-26-10のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表Ⅱ-26-10　水質事故等件数　　**令和7年度**

項　目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	2	1	0	0	0	3
	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
魚へい死事故	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	1	0	0	0	1
	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
合計	2	2	0	0	0	4
	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)

※（　）は、事故原因が特定できた件数。

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物･環境保全に係る苦情が寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表Ⅱ-26-11のとおりです。

表Ⅱ-26-11　苦情件数　　**令和7年度**

項目			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	0	1	0	0	0	1
		小計	0	1	0	0	0	1
	環境保全	大気汚染	0	0	0	0	0	0
		水質汚濁	0	1	0	0	0	1
		騒音	0	1	0	0	0	1
		振動	0	0	0	0	0	0
		悪臭	0	0	0	0	0	0
		小計	0	2	0	0	0	2
合計			0	3	0	0	0	3

27　廃棄物対策

県では、令和８年３月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

(1) 一般廃棄物

ア　減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

（参考）
・リサイクル製品認定制度の概要
県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定製品」として認定する。
リサイクル製品認定（品目）件数（管内）：4 件（令和８年３月 31 日現在）

(2) 産業廃棄物

ア　減量化・リサイクルの推進

県では、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上または特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を有する者※）に対し、産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

※　製造業等は原則事業場毎に、建設業等は県内の作業場（現場）を合わせて判断

イ　適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野外焼却および不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成６年に設置し、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の未然防止に努めています。

主な活動
・12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町等との合同パトロール
・県関係機関、警察署および市町等との連携確保
・不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番等による迅速な情報収集
・休日および夜間パトロール（休日：48 回　夜間：18 回）
・県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても設置許可申請、設置届出の受付を行っています。

令和６年度末における施設数および業者数は、表Ⅱ-27-１～3のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア　PCB法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

令和７年度末現在届出事業場数：53

イ　化製場法

化製場等の設置について許可申請および届出の受理を行っています。

令和７年度末における化製場等の施設数は、表Ⅱ-27-4のとおりです。

ウ　自動車リサイクル法

使用済自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録または許可を行っています。

令和７年度末における登録・許可事業者数は、表Ⅱ-27-5のとおりです。

表Ⅱ-27-1　一般廃棄物処理施設数

施設種別	令和7年度末						令和6年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	0	0	0	0	1	2
ごみ処理施設	3	2	0	1	0	6	6
最終処分場	0	1	0	0	1	2	3
合計	4	3	0	1	1	9	11

※　市町が設置する一般廃棄物処理施設に限る。

表Ⅱ-27-2　産業廃棄物処理施設数

施設種別	令和7年度末						令和6年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設	0	2	0	0	0	2	2
汚泥の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
廃油の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
木くず等の破砕施設	4	8	0	0	3	15	14
廃プラの破砕施設	0	3	0	0	0	3	3
廃プラの焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
その他の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
合計	4	21	0	0	3	28	27

表Ⅱ-27-3　産業廃棄物処理業者数

業種種別	令和7年度末							令和6年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	9	18	0	1	3	0	31	30
特管産廃処分業	2	2	0	0	0	0	4	4
産廃収集運搬業	63	80	2	6	20	105	276	268
特管産廃収集運搬業	6	5	0	0	0	37	48	50
合計	80	105	2	7	23	142	359	352

表Ⅱ-27-4　化製場等施設数

施設種別	令和７年度末						令和6年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
魚介類鳥類等製造貯蔵施設	0	1	0	0	0	1	1
畜舎・家きん舎	7	12	0	0	1	20	20
合計	7	13	0	0	1	21	21

表Ⅱ-27-5　自動車リサイクル法登録・許可事業者数

業種種別	令和７年度末							令和6年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
引取業	19	18	0	2	2	11	52	51
フロン類回収業	6	6	0	1	2	5	20	20
解体業	1	2	0	1	1	0	5	6
破砕業	1	1	0	0	0	0	2	2
合計	27	27	0	4	5	16	79	79

28　地域保健・福祉・環境関係職員研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、住民に密着した身近な課題について、総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要となります。当センターでは、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、県および市町等職員の資質向上を図ることを目的に研修会を実施しています。

(1) 企画検討委員会

管内市町および当センターの保健・福祉・環境関係の職員が委員となり、地域特性を踏まえた研修の企画・立案、研修実績の評価・検証をしています。(表Ⅱ-28-1)

表Ⅱ-28-1　令和７年度企画検討委員会開催状況

開催日	検討内容
令和７年５月９日（金）	・関係職員研修事業について ・令和６年度研修開催結果報告について ・令和７年度研修計画について
令和８年３月10日（火）	・令和７年度研修開催結果・評価について ・令和８年度研修計画について ・令和８年度企画検討委員の選出について

(2) 研修

保健・福祉・環境関係の基礎的知識習得のため表Ⅱ-28-2のとおり研修会を実施しました。

表Ⅱ-28-2　令和７年度研修　（人）

実施日・場所	内　容	講　師	参加者数		
			市町	県	その他
令和７年 ８月１日(金) 14：00～15：30 (オンライン開催)	・講義 「災害時の自治体の取り組みおよびペット同行避難受け入れについて」	県健康福祉部健康医療局 医薬食品・衛生課　参事 （福井県動物愛護ｾﾝﾀｰ長） 朝倉裕樹　氏	22	33	0
令和７年 10月28日(火) 9：00～11：00 丹南健康福祉センター 大会議室 （ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ開催）	災害保健に関する研修会 ・講義「災害保健マニュアルの策定及び活用のためのガイド」を使ってみよう！	千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授　雨宮有子　氏	80	26	0
令和８年 ２月19日(木) 15：30～16：30 丹南健康福祉センター 大会議室 （ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ開催）	・講義 「身近に潜むこころの病気の理解～地域での対応困難事例の特徴を知り支援に活かす～」	みどりヶ丘病院 院長　綱澤卓也　氏	12	10	0

29　医師臨床研修・学生指導

(1) 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務への理解、体験を通して公衆衛生について具体的な知識等を身につけることにより、医師として地域保健・地域医療へ参画できるようになることを目的に、研修医を受入れています。(表Ⅱ-29-1)

表Ⅱ-29-1　　令和７年度医師臨床研修　　(人)

研修病院	研修期間	人数
福井赤十字病院	令和７年 ８月 25 日(月) ～　８月 29 日(金)	3
	令和７年 10 月 27 日(月) ～　10 月 31 日(金)	4
	令和８年 １月 26 日(月) ～　１月 30 日(金)	3

(2) 学生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関として当センターの機能や役割、具体的な体験を通して理解を深めることを目的に、医学科・看護学科・管理栄養学科等の実習生を受け入れています。(表Ⅱ-29-2)

表Ⅱ-29-2　　令和７年度医学科・看護学科・栄養学科等学生実習　　(人)

学校名	実習期間	人数
福井大学 医学部医学科実習	令和７年５月２日～６月６日の毎週（金）	18
福井大学 医学部　看護学科	令和７年６月 16 日～６月 27 日	4
福井県立大学 看護福祉学部 看護学科	令和７年４月 30 日、５月８日、13～16 日、20 日	6
仁愛大学 人間生活学部　健康栄養学科	令和７年８月 25～29 日	4
仁愛大学 人間学部　心理学科	令和７年 11 月６日	14

30　健康危機管理体制の整備

当センターでは、健康危機発生時または発生するおそれがある場合に、職員が迅速かつ的確な対応ができるよう、所内の健康危機管理体制の整備を行っています。

平常時から健康危機発生時における対応訓練や所内研修会を実施することにより、職員の健康危機管理意識を高めるとともに資質向上を図り、センター内の対応体制の強化を図っています。

また、平成 26 年度からは、当センター内に各課室代表で構成された健康危機管理委員会を設置し、職員を対象とした健康危機管理に関する所内研修会の企画・運営や災害時丹南健康福祉センター対応要領の作成、災害時に必要な情報・資料集の作成等、体制整備を行っています。

(1) 健康危機管理に関する訓練・所内研修会

当センターの職員を対象に、健康危機発生時における対応研修会を実施しました。(表Ⅱ-30-1)

表Ⅱ-30-1　令和７年度健康危機発生時における研修会および対応訓練

実施日	内　容
令和７年４月 24 日	・健康危機発生時の所内体制について ・PPE 着脱、感染症患者搬送用車両の使用方法（実習）
令和７年６月 18 日、20 日	アクションカード実践研修
令和７年 12 月 11 日	福井県感染症予防計画および健康危機対処計画（感染症編）等における研修、訓練 ・新興感染症疑い事例発生時の所内体制の確認
令和８年１月 27 日	新型インフルエンザ等対策地域調整会議 ・積極的疫学調査に関する講義、演習

(2) 健康危機管理に関する対応要領の見直し

健康危機発生時におけるシミュレーション訓練等を踏まえて、以下の対応要領について随時、見直しを行っています。

・丹南健康福祉センター健康危機管理対応要領の改訂、アクションカードの改訂

・丹南健康福祉センター高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応要領の改訂

(3) 健康危機管理担当者会議への参加

県地域福祉課が事務局となって開催する健康危機管理担当者会議に参加し、各健康福祉センターの担当者と健康危機管理活動の情報交換を行っています。

令和７年度は令和７年６月 19 日（木）に開催されました。

31　在宅医療の提供体制の推進

本県の高齢化率（人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、2015(平成27)年国勢調査では28.6%、2020(令和 2)年は 31.0%となっており、当面の間は高齢化が進展すると見込まれます。また今後は、団塊世代の高齢化に伴い、高齢者（一人暮らし）世帯や要医療・要介護高齢者、認知症高齢者等の急速な増加が見込まれています。

このような中、地域住民が疾病や障がいを抱えながらもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となっています。

当センターでは、丹南地域における在宅医療の提供体制を構築するため、郡市医師会と市町等と連携し、医療と介護の連携強化に向けた取り組み等を推進・支援しています。

また、平成 27 年度から、入院患者が退院してからも、適切な医療や介護を継続して受けることができるよう、医療機関と居宅介護支援事業所および地域包括支援センター間で共有する「退院支援ルール」について検討しました。退院支援ルールについては、県内各圏域での検討結果を踏まえて福井県版として策定し、平成28年4月から運用を開始しました。平成30年度からは「福井県入退院支援ルール」と名称が変更されました。

(1) 丹南地域医療構想調整会議の開催

福井県では団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、必要となる病床数と将来あるべき医療提供体制を定めた「地域医療構想」を平成 28 年に策定しました。2040年を見据えた新構想の検討については、令和8年度から検討を開始します。

また、当センターでは平成 27 年度に「福井県地域医療構想」を策定する際に「丹南地域医療構想調整会議」を設置し、管内の医療、介護、行政により二次医療圏である丹南医療圏の医療提供体制について検討を重ねています。(表Ⅱ-31-1)

表Ⅱ-31-1　令和7年度丹南地域医療構想調整会議

	開催日	内　　容	出席者
第1回	令和7年 7月23日（水）	1　地域医療構想の推進について 2　「かかりつけ医機能報告制度」の開始について	郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、福井県保険者協議会、医療機関、在宅医療関係者、地域医療構想アドバイザー、行政、事務局 第1回　計40名 第2回　計42名 （オンライン含む）
第2回	令和8年 3月4日（水）	1　地域医療構想の推進について 2　地域医療構想に係る各医療機関の対応方針等について 3　外来機能報告および紹介受診重点医療機関について	

(2) 医療・介護連携に関する協議の場の開催

丹南地域における医療・介護連携に関する課題把握および課題解決に向けた協議の場を開催し、医療と介護の連携強化に向けた取り組みを推進・支援しています。（表Ⅱ-31-2）

表Ⅱ-31-2　令和７年度医療・介護連携に関する協議の場

開催日時	内　　容	出席者
令和８年 ２月 12 日(木) 13:30～15:00	ACP/人生会議の普及に関する研修会 ・講義「ACP/人生会議がなぜ必要なのか」 講師　福井県在宅医療サポートセンター委員長 医療法人伊部病院院長　伊部晃裕　氏 ・事例提供「ACP を実践した事例について」 事例提供者　おた居宅介護支援センター 居宅介護支援専門員　為国幸子　氏	介護支援専門員、訪問看護師、地域包括支援センター職員、市町関係職員　計 54 名

案内図

【丹南健康福祉センター】

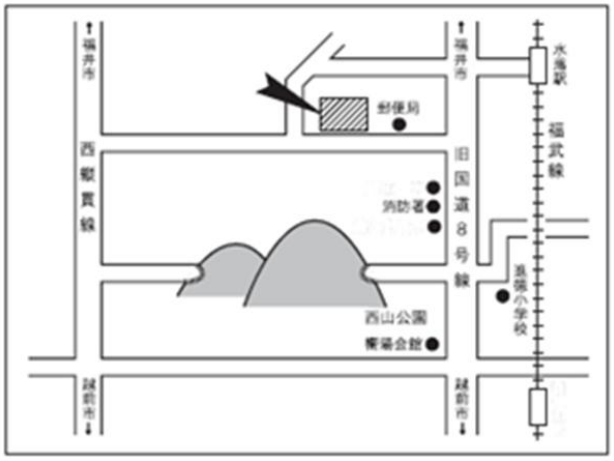

住　所：鯖江市水落町１丁目２－２５
電　話：０７７８－５１－００３４
ＦＡＸ：０７７８－５１－７８０４
E-mail：t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

交　通：福井鉄道電車（福武線）
　　水落駅下車　徒歩５分
　　鯖江市つつじバス（循環線）
　　西山球場下車　徒歩５分

【武生福祉保健部】

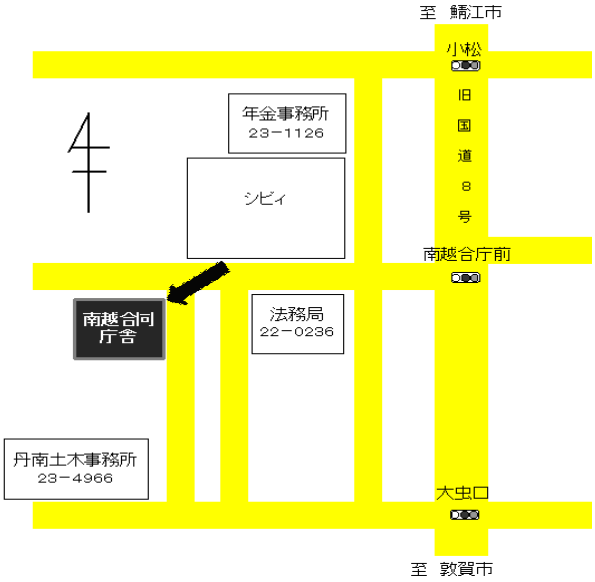

住　所：越前市上太田町４１－５
　　福井県南越合同庁舎１階
電　話：０７７８－２２－４１３５
ＦＡＸ：０７７８－２２－５６６０

交　通：福井鉄道バス（南越線）
　　シピィ下車　徒歩２分
　　越前市市民バス「のろっさ」
　　（市街地循環北・南ルート）
　　県合同庁舎下車　徒歩１分

令和８年１１月発行

事業概要（丹南の健康福祉）

編集・発行　福井県丹南健康福祉センター
http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tannan-hwc/